

令和8年6月11日（木）

令和8年（2026年） 第2回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

- 議案第76号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について
- 議案第95号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
- 議案第96号 東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について
- 議案第97号 宮前区における町区域の変更について
- 議案第98号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第99号 川崎市農業委員会委員の選任について
- 議案第100号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について

議案第101号 市道路線の認定及び廃止について

議案第102号 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算

議案第103号 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

議案第104号 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処
分の承認について

報告第 2 号 令和 7 年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

報告第 3 号 令和 7 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

報告第 4 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告につい
て

報告第 5 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告につい
て

報告第 6 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について

報告第 7 号 令和 7 年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第 8 号 令和 7 年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第 9 号 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第10号 川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について

報告第11号 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第23条の規定による運営状
況の報告について

報告第12号 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況
の報告について

報告第13号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 2

請願・陳情

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (57人)

1番 三浦恵美
2番 飯田満
3番 三宅隆介
4番 嶋凌汰
5番 井土清貴
6番 田倉俊輔
8番 柳沢優彦
9番 菅谷英明
10番 加藤孝也
11番 月本琢子
12番 吉沢章子
13番 齋藤温子
14番 小堀祥子
15番 那須野純花
16番 高戸友子
17番 仁平克枝
18番 高橋美里
19番 長谷川智一
20番 嶋田和明
21番 工藤礼子
22番 浦田大輔
23番 平山浩二
26番 本間賢次郎
27番 矢沢孝雄
28番 末永直郎
29番 市古次郎
30番 後藤真左美
31番 渡辺学高
32番 岩田英達
33番 重富木也
34番 鈴木朋子
35番 林敏夫
36番 押本吉司
37番 春孝明
38番 川島雅裕
39番 河野ゆかり
40番 野田雅之
41番 原典之
42番 青木功雄

43番 橋本勝
44番 山崎直史
45番 宗田裕之
46番 井口真美
47番 石川建二
48番 木庭理香子
49番 堀添健
50番 岩隈千尋
51番 織田勝久
52番 雨笠裕治
53番 田村伸一郎
54番 浜田昌利
55番 かわの忠正
56番 松原成文
57番 石田康博
58番 浅野文直
59番 大島明夫
60番 嶋崎嘉夫

欠席議員 (2人)

7番 枝川舞彦
25番 各務雅彦

出席説明員

市長	福田紀彦
副市長	三田村有也
副市長	白鳥滋之
副市長	八尾光洋
上下水道事業管理者	池之上健一
病院事業管理者	伊藤大輔
教育長	落合伸隆
総務企画局長	宮崎伸哉
財政局長	井口拓也
市民文化局長	高岸堅司
経済労働局長	田邊司聡
環境局長	中山健一
健康福祉局長	鹿島智純
こども未来局長	井上武史
まちづくり局長	定山生介
建設緑政局長	河合村俊介
港湾局長	大山啓祐
臨海部国際戦略本部長	柴山崎浩
危機管理監	山崎美穂
川崎区長	山本里恵
幸区長	沖本豊一
中原区長	白井藤正
高津区長	齋藤直樹
宮前区長	佐藤哲也
多摩区長	東谷村元紀
麻生区長	水澤邦哉
会計管理者	佐藤佳哉
交通局長	大友正人
病院局長	佐々木智子
消防局長	田中一平
市民オンブズマン事務局長	露木明美
教育次長	山川浩己
市選挙管理委員会委員長	川鍋雅裕
選挙管理委員会事務局長	小関武史
代表監査委員	加藤浩輝
監査事務局長	柳下裕次
人事委員会委員長	
人事委員会事務局長	

出席議会局職員

局長	渡辺貴彦
総務部長	五十嵐美保子
議事調査部長	若林智
庶務課長	吉岡大輔
議事課長	渡邊岳士
政策調査課長	榎本陽治
議事係長	田村健太郎
議事課担当係長	吉川雅俊
議事課課長補佐	龍口真
外関係職員	

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも54人」と報告〕

○副議長 堀添 健 昨日に引き続き、会議を開きます。

○副議長 堀添 健 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第3号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○副議長 堀添 健 日程第1の各案件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、各会派の代表質問を行います。公明党代表から発言を願います。23番、平山浩二議員。

〔平山浩二登壇、拍手〕

○23番 平山浩二 おはようございます。私は、公明党川崎市議会議員団を代表して、令和8年第2回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

初めに、行財政について伺います。中東情勢の逼迫等に伴う本市への影響についてです。中東情勢の混迷、悪化が加速度を増し、世界経済への影響が顕在化する事態においてなお、収束への見通しが極めて不透明な状況が続きます。これらの状況がさらに長期化するリスクを想定した体制整備等の対応が求められます。既に他都市でも石油製品の調達不安から、係る入札不調による行政サービス維持・継続への影響が出始めている実情です。本市への当初予算を含む影響概要と所感及び今後の対応等を市長に伺います。

国の短期リスク分析では、エネルギー価格の高騰、物価高騰、物流・公共事業コスト増を中心に据えており、本市が検討を進めるべき緊急フェーズとして、この3つに直結する分野を現実的に優先し、状況に応じた段階的な対応メニューを整理しておくことが必要です。例えば、指定管理を含む公共施設や社会福祉施設、医療機関など止められない施設への運営支援、廃棄物収集や地域公共交通事業者の燃料高騰分を補填する支援スキーム、公共工事での実勢価格反映や単品スライド制の迅速運用の徹底、そして低所得世帯や子育て世帯等へのさらなる支援などが考えられます。既に市内の業界団体や事業者等へのサンプル調査を行って実態を把握された結果を踏まえ、各局が抱える現状のリスク評価を含め、見解と今後の取組を担当副市長におのの伺います。

市の発注における物価高対策についてです。電力・材料費等の高騰は市の発注においても対応が必要です。契約期間が1年間となる委託契約等の発注では、年度末に受注者と共に受注額が決定されますが、前年末に提出された金額で翌年4月以降に執行され、その時点では物価はさらに上昇している状況にあります。1年の短期においても物価上昇を踏まえた対応が求められますが、見解と対応を伺います。

中東情勢の影響による公共工事等についてです。シンナー、塗料、さび止め剤、接着剤、シーリング材、塩ビ管、ビニールテープなど、石油化学製品を原料とする資機材等は物価高騰にとどまらず、供給不足や流通の目詰まりが悪化している実態です。国土交通省や経済産業省は関係団体に対し、価格転嫁への配慮、工期延長への柔軟な対応などの要請を行っておりますが、見解と対応を伺います。

特別市制度の法制化に向けた取組についてです。現在、地方制度調査会で調査審議が行

われていますが、現状の課題を直視して、時代に即した持続可能な行政運営等の建設的かつ真摯に議論を重ねることが何よりも重要です。その一方で、議論に水を差す偏重的な発信等も見受けられ、分断と対立を助長する懸念が生じています。努めて冷静な議論を呼びかけ、粘り強く合意形成に向けたリーダーシップを求めます。市長に見解と今後の取組を伺います。

水道事業及び下水道事業における料金・使用料改定の方向性についてです。さきの環境委員会では、今後の持続的な事業運営及び受益者負担の視点など、制度や料金水準の見直しに係る検討経過を踏まえた新たな水道料金、下水道使用料等のイメージが示されました。改定時期を令和9年4月と見込んでいますが、長期化する物価高の現況を鑑みた市民生活実態への影響等をどのように捉えているのか伺います。また、水道料金と下水道使用料を同時期に改定する方向性を示したことは疑問です。改めて事由を伺います。料金改定が行われた場合の事業収支や財政状況等がどの程度改善されるのか、見通しを伺います。継続的な経営改善の取組が不可欠ですが、改定率抑止に寄与する合理化等の現況と今後の取組を伺います。また、令和8年第1回定例会の我が党代表質問では、総務省通知に基づく一般会計からの繰入れ対応による十分な負担軽減を図るべきと主張し、上下水道事業管理者からは、今後は繰入れを実施する方向で関係局と調整する旨の御答弁がありました。その後の調整状況及び制度や料金水準見直しへの対応等を伺います。

次に、防災・防犯対策について伺います。人工知能——いわゆるAIを搭載したカメラの導入についてです。令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う輪島市の大規模火災では、道路寸断や断水などにより初動対応が困難となる中、火災の早期覚知と迅速な情報把握の重要性が改めて浮き彫りとなりました。こうした状況を踏まえ、消防庁においても、映像技術やAI等を活用した火災監視体制の強化について通知が発出されております。本市は、臨海部のコンビナート地域や木造住宅密集地域、高層建築物など多様な都市構造を有しており、一たび大規模火災が発生した場合の影響は極めて大きいものがありますが、見解を伺います。また、大規模火災時における被害軽減に向け、AI搭載カメラ等の先進技術を活用した火災の早期検知、情報収集体制強化は重要です。先進自治体の導入事例や消防庁通知の内容も踏まえ、本市として導入を検討すべきですが、見解を伺います。

災害時の衛生環境確保に向けたトイレカーの活用についてです。我が党は、能登半島地震の被災地視察を通じて、避難所におけるトイレ環境の確保が、災害関連死の防止や被災者の健康維持に極めて重要であることを改めて認識してまいりました。特に、断水の長期化に伴う衛生環境の悪化は避難生活の質を大きく左右する課題であり、その中で全国から集結したトイレカーが被災地で大きな役割を果たしたことは周知のとおりであります。こうした中、本年3月30日、神奈川県が災害時の衛生環境確保を目的として、トイレカー10台を導入したことが明らかとなりました。これまで我が党は、本市に対し、トイレカーの導入や災害時トイレ対策の強化を継続的に求めてまいりましたが、本市としては県が導入したトイレカーとの連携をどのように想定しているのか伺います。あわせて、県との応援協定や運用調整、配車要請のスキーム、受援体制の構築、平時における防災訓練、啓発イベントでの活用などを含め、本市の地域防災計画や避難所運営においてどのような運用を想定しているのか、危機管理監に伺います。

浸水対策についてです。これまで我が党は、内水氾濫対策として土のうステーションの

設置や止水板設置補助制度の創設を繰り返し求めてまいりました。そうした中、このたび本市において、簡易型止水板の購入補助制度が本年5月25日から開始され、市民の自助による浸水対策を後押しする取組として一定の評価をするものであります。一方で、制度内容を確認しますと、対象は簡易型止水板の購入費となっており、設置工事費は補助対象外とされております。近年、本市でも局地的豪雨による道路冠水や住宅浸水が発生しており、被害状況を踏まえると、市民からは、簡易型で十分に対応できるのか、より本格的な止水対策も必要ではないかとの声も寄せられております。今回、簡易型止水板の設置補助ではなく購入補助という制度設計とした理由について伺います。また、設置工事費を補助対象とすべきです。見解と対応を伺います。

出水期に向けた対応についてです。昨年9月11日に発生した記録的短時間大雨によって、高津区の有馬川沿いに設置された用水路排水ポンプ及び宮前区の矢上川沿いの雨水仮排水所は、いずれも浸水による動作不良が発生したことから速やかな改善を求めました。その後の進捗と今後のスケジュール等を伺います。

ストーカー規制法改正に伴う本市の役割についてです。昨年12月、ストーカー規制法が改正され、紛失防止タグ等を悪用した位置情報取得への規制や、被害者の申出がなくても警察が警告を行える職権警告が創設されるなど、被害者保護の強化が図られました。また、勤務先や学校も被害者支援の主体として位置づけられたところでもあります。特に本市では、過去に、相談があったにもかかわらず命を守れなかった、そういった痛ましい事件を踏まえ、市民の不安がいまだ根強く残っています。今回の改正案を受けて、本市は、このようなハイリスク事案に対して、関係局がどのように連携して自治体の役割を果たしていくのか、担当の白鳥副市長に見解を伺います。

また、被害者の中には、相談しても意味がない、大げさにしたくないと支援につながらないケースも少なくありません。SNSや位置情報機器の悪用など手口が巧妙化する中、市民への啓発や相談窓口の周知強化について伺います。さらに、若年層では学校やアルバイト先を通じて被害が深刻化するケースもあります。教育現場や関係機関との連携強化をどのように進めていくのか伺います。

加えて、ストーカー・DV事案は再犯性、執着性が高く、被害者支援のみならず再発防止の観点から加害者側への対応も重要です。認知行動療法など加害者更生に関する取組について、本市の見解と対応を伺います。

次に、教育施策について伺います。命の安全教育についてです。命の安全教育とは、子どもたちが自分と相手の心と体を大切にし、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないための重要な未然防止教育です。近年は、被害者の低年齢化に加え、本人の写真がAIで加工され、SNS等で拡散されるなど、子どもたちが被害者にも加害者にもなり得る新たな課題も生じています。発達段階に応じた継続的、体系的な取組が急務であり、本市も命の安全教育に取り組むべきです。見解と今後の対応を伺います。大阪市立生野南小学校では、学年別カリキュラムで9年間を通し生きる教育を実施しています。その結果、対人暴力による要医療件数は4年間で31件からゼロ件へと成果が現れています。本市は子どもの権利学習を主としたCAPプログラムの取組を進めていますが、実施状況など効果を伺います。あわせて、学校ごとで取組に差が生じないよう平準化に努めるべきです。見解と対応を伺います。

部活動の在り方についてです。本年3月に策定されたかわさき部活動ガイドラインでは、部活動の教育的意義を踏まえ、持続可能な活動とするため、より生徒が主体となる部活動へ、地域と連携した部活動への2つの柱で取組を進めるとされています。地域展開においては、指導者の確保、運営体制の構築、用具・消耗品費、保険料など新たな費用負担も課題です。現在、住吉中学校、平間中学校の2校10部活動で、民間事業者による指導者派遣のモデル事業が実施されていますが、事業効果と課題、今後の展開を伺います。また、部活動に関わる部費等が家庭の経済的負担となっていることは周知の事実です。経済状況によって生徒の参加機会に差が生じることをないよう、保護者負担の在り方や教育振興費等による公費負担の範囲を整理することも重要と考えますが、見解と対応を伺います。さらに、部活動指導を望む教員については、兼職兼業、報酬、勤務時間管理、責任体制を明確にし、意欲を生かしながら働き方改革と両立できる仕組みが必要です。今後の取組を伺います。

中学校35人以下学級対応の取組についてです。さきの文教委員会では、奨学金返還支援事業やペーパーティーチャーの掘り起こし、大学との連携強化など様々な取組を進めておりますが、依然として教員不足や長時間勤務、疾患による休職者の増加など深刻な状況が続いております。今後の35人以下学級を着実に実現するため、教員確保と働き方改革を一体的に進めていくことが不可欠です。特に、若手教員の定着支援、チーム担任制の強化など、教員が安心して働き続けられる環境づくりを一層推進すべきと考えますが、見解と今後の取組を教育長に伺います。

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業についてです。さきの文教委員会で学校体育館等への空調設備に係る整備方針内容が示されました。概要とスケジュール等を伺います。本事業では地域経済の活性化を掲げていますが、PFI方式において市内事業者の参入機会をどのように確保していくのか伺います。空調設備導入と併せ、遮熱シート等を導入することで空調効率向上や電力削減につながると考えますが、見解と取組を伺います。空調設備導入後の保守点検や故障対応について、迅速な対応の観点から、地元事業者等との連携が望まれます。取組を伺います。停電時にも稼働する設備を導入するとのことですが、災害時に実効性ある運用体制をどのように確保していくのか、避難所運営会議等との連携も重要です。見解と対応を伺います。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画についてです。令和6年第4回定例会の一般質問で、橘樹歴史公園のオープン以降、公園に近接する事業所等へトイレを借りに来る方が増加、また、住宅敷地内の外から見えない領域で用を足すなどのゆゆしき事態を鑑みたトイレ問題を取り上げ、早急な対応を求めました。その後のトイレ設置に係る諸条件の整理経過及び仮設の仕様等を含めた取組状況を伺います。あわせて、本設に向けた今後のスケジュール等、取組を伺います。

次に、子育て支援策について伺います。かわさき子育てアプリ「すくすく」についてです。令和6年第2回定例会において、我が党議員が子育てアプリの課題改善を提案し、本年1月からかわさき子育てアプリ「すくすく」として大幅にリニューアルされました。今回のリニューアルにおける改善点と主な取組について伺います。あわせて、丁寧な相談支援と、必要な支援につながるための分かりやすい案内が重要ですが、アプリを活用した取組について伺います。

プレコンセプションケアについてです。将来の妊娠や出産の可能性に備え、男女ともに早い段階から健康やライフプランについて意識することが重要です。思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた正しい知識の啓発、避妊や性感染症等に関する相談、メンタルヘルスケア、生殖や妊娠、出産に関する正しい情報提供など、総合的な取組が必要です。プレコンセプションケアを統括する総合的なセンター機能の導入が求められますが、見解と今後の取組について伺います。

プレコンサポーターの養成についてです。市看護協会や助産師会並びに医師会などの専門職と連携したモデル実施等から取り組むことが重要です。見解と今後の取組について伺います。また、幸区など一部の区では、赤ちゃんを連れて学校へとして、地域の親子が中学校を訪問する取組が実施されています。現状と今後の拡充について伺います。

低出生体重児等への支援についてです。これまで母乳バンクの周知啓発やドナーミルクの提供体制の拡充、公共施設授乳室への搾乳できます表示の拡充など、リトルベビー家族の声を伺いながら取組を進めてまいりました。そのような中、NICU等への入院が必要な乳児を持つ母親の精神的・経済的負担が非常に重く、当事者の声に加えて、NICU担当医も課題を指摘しています。日置市では、低出生体重児等の母親を対象として、搾乳機や母乳パックの購入・レンタル費用について、上限2万円を助成する事業を導入しています。本市においても同様の支援が求められますが、見解と今後の取組について伺います。

保育所等利用による子育て支援についてです。令和8年4月の保育所等利用申請者数は2年連続で減少した一方、利用児童数は過去最多となりました。子育てと社会参加の両立が求められる中、保育ニーズに応える受入枠の確保は重要です。保育所等の入園希望の現状は、ゼロ歳児定員に対して539人の空きがある一方で、1歳児、2歳児の利用定員枠は大きく不足しています。他都市では、保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大を目的として、ゼロ歳児定員を減少させる定員変更に対し助成金を交付し、保育事業の安定継続に取り組んでいる事例があります。本市においても対応策が求められます。見解と今後の取組について伺います。

保育士確保策についてです。高校生等を対象にした保育士おしごと体験事業は、将来の就労につながることを期待されます。近年の実施状況を踏まえた評価等及び課題等を含め、今後の取組を伺います。潜在保育士等に対する就労奨励金交付事業が示されました。事業概要と奨励金用途の考え方を含め、今後の取組を伺います。

保育所における障害児等の受入れ対応の拡充についてです。障害児を受け入れている保育所数並びに支援が必要な認定児童数について伺います。乳幼児期の発達過程は個人差が大きく、特別な支援が必要な児童であることの認定の難しさや、目が離せない児童への保育士配置、その処遇改善など、様々な課題に対する支援が求められています。現状と今後の取組について伺います。

次に、交通移動施策について伺います。モビリティステーションについてです。地域交通の維持に向け、路線バスを基軸としながら、乗換拠点において多様なモビリティサービスを一体的に利用できる環境を整えるモビリティステーションとして、川崎区では「KAWASAKI のるーと HUB」、高津区では「MobiSt.川崎・橘公園」の実証実験を行いました。利用者数、乗換利用の状況、滞留状況、地域の回遊性向上への寄与など、成果と課題について伺います。また、これらの取組を通じて得られた知見を、令和11年度までの14か

所への展開にどのように反映していくのか、見解と対応を伺います。あわせて、実証実験後の社会実装への判断等を伺います。関連して、チョイソコかわさきの実証実験が本年2月末で終了しました。本格導入が期待されますが、複数回行った実証実験の成果と課題、今後の取組を伺います。

E Vバスについてです。令和7年3月にE Vバス3両を塩浜営業所に導入し、この1年間、運用面や技術面での検証を進め、実際の路線運行に支障がないことが確認されたことから、本年4月より本格運行が始まりました。この検証を通じて、充電インフラの運用性や季節ごとの空調利用に伴うバッテリー消費の動向など、どのような技術的知見や課題が得られたのか、また、今回の運行に支障なしとの判断に至った理由を伺います。さらに、令和8年度以降、E Vバスを計画的に導入し、脱炭素化の取組を進めるとしてありますが、今後の更新スケジュールと市バス全体の何割を想定し導入を目指すのか、見解と対応を伺います。また、現在導入をされている3両は、大阪万博で故障が多発した電気バスと同じ企業から購入したものです。車両整備体制を含め、安全性は担保されているのか伺います。今後、E Vバスの導入車両数が増加した際、充電需要の増大に伴うコスト面での影響や、普通ごみ焼却発電由来の再エネ電力を将来にわたって安定的に確保、供給できるのかという懸念もあります。エネルギーの地産地消を持続可能なものとしていくため、川崎未来エネルギー株式会社との連携強化について見解と対応を伺います。

地域公共交通ネットワークの形成についてです。令和8年3月に、本市の自動運転バスの取組がデジタル庁の自動運転社会実装先行的事業化地域事業に選定されました。この選定により、本市は令和8年4月からの1年間、デジタル庁が窓口となる個別課題への伴走支援や、関係府省庁による施策の集中、制度的支援という国からの強力かつ総合的なバックアップを得ることになります。今後、国の支援をどのように具体化して活用するのか、今年度の取組を伺います。

次に、まちづくり施策について伺います。下水道管路の特別重点調査についてです。令和7年1月28日の埼玉県八潮市での道路陥没事故を受け実施された全国特別重点調査において、緊急度1として速やかな対策が必要な箇所が55か所、延長約1.1キロメートルが確認されました。当該調査の結果は市民にとって関心の高い事項であり、下水道管路における腐食等の劣化が確認された箇所などについて広報周知をするように求めておりましたが、その後の対応について伺います。国土交通省からは原則1年以内の対策実施が求められている中で、現在、下水道管の更新工事等で広く使用されている硬質塩化ビニル管については、原材料不足や価格高騰の影響が深刻化しております。見解と対応を伺います。

町内会・自治会の加入促進についてです。本市の町内会・自治会は、安全・安心な地域社会を支える重要な役割を担っております。しかしながら、本市の総世帯数は年々増加する一方で、町内会・自治会への加入率は年々低下しております。藤沢市では、自治会・町内会加入者を対象に、江の島エスカーなどの割安年間利用券を販売するなど、加入メリットの創出に取り組んでおります。また、東京都では、電子回覧板や会費の電子決済など、町会・自治会のDX化支援に乗り出し、若年層の参加促進や役員負担軽減を図っております。本市も取り組むべきと考えます。見解と対応を伺います。

多文化共生社会の実現についてです。外国人市民は共に地域経済や市民生活を支える市民です。一方で、ごみの分別や生活習慣をめぐるトラブルに対しては一部で不安の声が存

在します。多文化共生社会の土台は安全・安心の確保です。外国人の人権保護や労働者としての権利を守るとともに、日本社会のルールや地域コミュニティの一員としての責任を明確に伝え、共生社会を構築していくことが重要です。市長の見解を伺います。

総務省は、ごみの分別など地域のルールや慣習を在留外国人に理解してもらうため、今年度中に省令を改正し、自治体が独自に実施する講習などの経費を、国が特別交付税で半額負担する方針です。川崎市外国人市民代表者会議による提言では、子育てや教育に関する制度が分かりにくいとの課題が指摘されています。実際に転入届の手続時に児童手当や小児医療費助成制度等の案内が十分ではなく、必要な制度につながらなかった事案も発生しております。外国人市民に対する区役所専門窓口の設置や、転入手続時における各種制度に関する講習会の実施など、きめ細かな対応が求められます。見解と対応を伺います。

次に、障害者・高齢者支援策について伺います。農福連携についてです。昨年6月定例会で我が党の代表質問で取り上げ、今後の取組を質問いたしました。御答弁では、福祉事業所等が主体となった活用に向けた制度周知やマッチング支援など、農福連携支援に取り組むとのことでした。市内においてもこの動きが出ているようですが、これまでの進捗状況と今後の取組を経済労働局長に伺います。

あわせて、障害者の就労支援の立場から健康福祉局長に伺います。

就労継続支援の在り方についてです。通常の事業所での雇用が困難な障害者に対し、雇用計画に基づく就労の機会を提供する就労継続支援A型事業の課題として、全国的には施設数、利用者数が減少傾向にあります。そうした中、一般就労に結びつけると生産性が高い利用者が事業所からいなくなって平均的な生産性が落ちるため、利用者を卒業させないで経営を維持しようとする事業所が見受けられ、運営上の課題が指摘されています。そこで、市内の同事業所の施設数、利用者数の推移、市内の状況と、安定的な事業継続に向けた経営状況などを注視すべきことについて、見解と対応を伺います。

障害者グループホームの入居円滑化についてです。昨年11月から運用が開始されたグループホーム空室等情報一覧リストについて、6か月の運用結果を踏まえて5月頃に検証を行うとのことでしたが、進捗状況と今後のさらなるマッチング向上への取組を伺います。あわせて、関係する利用者団体との意見交換の実施についても伺います。

市内中小企業への法定雇用率向上への支援についてです。令和8年7月以降は障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。民間企業の法定雇用率は2.5%から2.7%へ、また、対象事業主の範囲は40.0人以上のところ、37.5人以上へと拡大され、二重に雇用すべき人数が引き上げられます。これに伴い、市内業者の障害者雇用への支援策として、神奈川県では障害者雇用とテレワークにおける伴走支援を受けたい企業の募集が始まりました。市内の障害者を雇用している企業からは、市が発注する入札案件の総合評価方式について、様々な業種において加点を増加させることなどの要望もあり、また、障害者の短時間労働の推進による雇用率向上への支援も求められます。各局にまたがりますので、三田村副市長に見解と対応を伺います。

後期高齢者のフレイル対策についてです。生活習慣病に加えてフレイルを早期発見につながるため、後期高齢者健康診査の受診率向上が重要です。しかし、全国平均では受診率が3割未満となっています。そこで、市内の受診状況と受診率向上への今後の取組を伺います。

高齢者の低栄養の予防策についてです。高齢者などの健康保持・回復に適した特別用途食品があります。医師や管理栄養士に相談した上での使用が推奨されていますが、ドラッグストアや通販などで広く販売されています。入院中は適切な栄養管理が行われる環境がありますが、退院後も個人で栄養管理ができるよう周知が必要です。消費者庁は、食品表示に関するパンフレットへの掲載について、在宅療養者も増えているため、掲載を今後検討すると国会で答弁しています。本市の見解と広報の充実に向けた取組を伺います。

次に、健康・医療施策について伺います。介護保険についてです。介護保険制度の3年ごとの見直しの中で、65歳以上の介護保険料については、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するとの考えから、相対的に所得の高い人の保険料段階の細分化及び負担割合の引上げ等により基準額の上昇を抑制してきました。令和2年度と令和5年度の見直しでは、保険料段階を14段階から19段階へと細分化し、最高段階の所得基準を1,000万円以上から3,000万円以上へと引き上げ、さらに最高段階の負担割合を2.3倍から3.3倍へと引き上げることで基準額の上昇を抑制し、中間所得者及び低所得者の負担軽減を図りました。20政令市の中では、本市は横浜市と共に保険料段階を最も細分化していますが、東京都文京区は保険料段階を20段階としており、東京23区のうち12の区が最高段階の所得基準を本市よりも高く設定し、また、23区のうち22の区が最高段階の負担割合を本市よりも高く設定しています。今年度は介護保険制度の3年ごとの見直しの年に当たりますが、東京23区の取組を参考に、本市の介護保険料の段階数と所得基準、負担割合を見直して、さらに中間所得者及び低所得者の負担軽減を図るべきです。見解と対応を伺います。

带状疱疹ワクチンについてです。本市における带状疱疹ワクチンの定期接種は昨年4月からスタートし、1年が経過しました。1年目における接種者数と対象者に占める割合について伺います。科学雑誌ネイチャーでは、昨年、带状疱疹ワクチンが認知症の予防にも効果があるとの研究結果が紹介されました。定期接種対象者にしっかりと带状疱疹ワクチンの接種を促すべきです。見解と対応を伺います。

川崎市アピアランスケア助成金交付事業についてです。本市におけるアピアランスケア助成金交付事業が昨年6月からスタートして1年が経過しました。助成対象者や品目別利用状況等の実績を伺います。また、申請ベースで本制度の効果をどのように評価されているのか、実際の運用を踏まえた課題や今後の対応を伺います。

次に、環境施策について伺います。JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の解体工事現場で発生した崩落事故についてです。犠牲となられた3名の方々に心より哀悼の意を表しますとともに、負傷された方の一日も早い回復と、現在も行方不明となっている1名の方の早期発見を強く願っております。今後も臨海部では巨大プラントの撤去など大規模な解体工事が続きます。工事の安全対策が確実に実施されることが何よりも重要です。本件を一企業の労働災害にとどめることなく、本市自らが当事者意識を持ち、今後の安全管理の在り方をどう見直していくのか、見解と具体的な取組を伺います。

ブルーカーボンの取組についてです。昨年の第4回定例会で、アマモによる藻場形成について、夏の高い海水温等の影響で定着に至らなかった課題と、今春の移植に向けた方針について御答弁をいただきました。この春には苗の植えつけが行われ、周囲に魚が集まるなど、環境づくりへの成果が現れ始めていると仄聞しております。移植の実施状況など、その後の取組を伺います。気候変動に伴う海水温の上昇といった環境の変化は今後も続く

ことが予想されます。例えば、高水温に強い別の海草の活用や育成手法の工夫など、柔軟な対応も大切になると考えます。今後の定着に向けた見通しや環境変化への対応等、見解と今後の取組を伺います。また、藻場の取組を、例えば子どもたちや市民の皆様が実際に苗を育てたり、海辺での活動に参加したりする機会があれば、川崎の海がより身近なものとなり、環境を大切にしようという機運が一層高まると考えます。見解と今後の取組を伺います。

川崎未来エネルギー株式会社についてです。同社の電源構成は、現在、約9割を廃棄物発電で賄っており、約1割を市場からの電力調達としています。現在、液化天然ガスの需要増加や中東情勢などの影響により市場の電力調達価格が高騰傾向にあります。市場調達価格について、現状と見解を伺います。また、かつてウクライナ情勢が悪化した折には、市場価格の高騰により多くの新電力会社が事業撤退を余儀なくされました。現在の中東情勢に伴う価格変動リスクが同社の財務や経営に与える影響について、見解を伺います。さらに、電力の安定供給を守るため、市場価格高騰のリスクを回避、財務の健全性を維持するための具体的な対策について伺います。

次に、雇用・経営支援について伺います。川崎市中心卸売市場北部市場機能更新事業についてです。総務委員会での報告では、事業契約締結の時期を本年12月に再度延期することです。中東情勢がもたらす地政学的影響を考慮すれば一定の理解をいたします。延期した期間で62年間に及ぶ長期プロジェクトの安定性を担保できるよう、契約後のリスクを一層精査すべきです。見解と今後の取組を伺います。また、施設の全体的な老朽化が課題である以上、供用開始時期の遅れで発生するリスク管理が必要です。見解と対応を伺います。過去、経験のない長期間の契約になるため、契約者の撤退リスクやローリング工事による事業者への影響、20年後の施設引渡時のリスク、市場に起因する交通渋滞や生活環境悪化への懸念、災害時における広域物資輸送拠点としての機能維持について、それぞれ見解と今後の取組を伺います。事業者提案のビジョンは、卸売市場としての本来の食品流通機能を強化しつつ、食の体験や活動を志向別にターゲット設定した、新しい形の広域的食品流通拠点を目指すプランです。このプランによる市場の魅力を川崎市内外へどのように発信し市場の価値を高めていくのか、具体策を伺います。北部市場が市民に親しまれる場所になるためには、日常的に利用しやすい環境づくりが不可欠です。交通利便性の向上について伺います。フードパークや食のこだわりのマーケットは地域住民にとっても魅力的な提案であり、エリアの価値向上にも資するものですが、開設までの今後のスケジュールについて伺います。

川崎市内中堅・中小企業経営実態調査レポートについてです。本年4月に公表された調査結果では、業務デジタル化の障壁は、「デジタル化を担う人材の不足」が約6割と突出しています。また、今後の重点分野として、「生成AI・DX」と答えた事業者が約4割と最多でした。関連した専門家を派遣し、必要な設備購入のアドバイスや、実務に即したデジタル人材を育てる伴走型リスクリング支援を並行して行えるよう、既存の補助金スキームの見直しを検討すべきです。見解と対応を伺います。脱炭素化の具体的取組では、「省エネ機器の導入」が約3割で最多となっているものの、未着手の理由では、経済的・時間的余裕のなさが示されています。補助率の見直しをはじめ、人手が少ない中小企業等に市の支援が行き届くよう、補助金申請をワンストップで代行、サポートする仕組みを構築す

べきです。見解と今後の取組を伺います。

議案第77号、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号及び議案第86号に共通する児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない事項についてです。いわゆるこども性暴力防止法成立に伴い、児童対象性暴力等を防止及びその保護を適切に行うものですが、確認対象となる従事者の範囲や事実確認の方法、スケジュール及び現職者が特定性犯罪事実該当者と判断された場合の対応等を伺います。また、高度のプライバシー情報であるため、事業者等が犯罪事実確認記録の適切な管理体制を構築していることが重要です。見解と対応等を伺います。

質問は以上となりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました平山議員の御質問にお答えいたします。

中東情勢に関する本市の事業への影響についての御質問でございますが、本市の事業におきましても、燃料や石油由来製品の調達制約、価格上昇の影響を受け、医薬材料等の納期の遅延などの状況が発生しております。また、工事関係におきましても、受注事業者におけるアスファルトや塩ビ管などの資材調達に課題が生じ、工期の遅延などが見込まれているところでございます。中東情勢につきましては、先行きが極めて不透明であり、かつ自治体の枠を超え、我が国の社会全体に大きく影響が出ておりますことから、引き続き国と密に連携し、地域社会や経済への影響ができる限り広がらないよう、市の役割を果たしてまいります。

特別市についての御質問でございますが、現在、第34次地方制度調査会で特別市制度についての具体的な調査審議が行われている状況においては、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論を進めていく必要があると認識しております。今後、地方制度調査会において特別市の議論が本格的に行われていくことも踏まえ、私がリーダーを務める指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトの取組や、議会の皆様ともしっかりと連携しながら、幅広い関係者、関係団体に対して特別市制度の意義や考え方を丁寧に説明し、理解を求めてまいりたいと考えております。

多文化共生についての御質問でございますが、多文化共生社会の実現に向けては、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる環境を整えることが重要であり、近年の外国人住民人口の増加や社会環境の変化等を踏まえ、より実効性の高い取組が求められていると認識しておりまして、とりわけ日本の文化や習慣、社会のルールや地域の一員としての役割などについて、外国人市民の皆様に分かりやすく伝えていくことは大変重要であると考えております。一方で、日本語教育や生活支援をはじめとした外国人施策を総合的に推進していくためには、国と自治体、さらに企業等のそれぞれの役割と責任を明確にした上で、社会全体で対応していくことが不可欠であると考えております。こうした考え方にに基づき、本市におきましては、国への要請活動を行うとともに、その動向や社会情勢等を踏まえつつ、引き続き、多様性を尊重した持続可能

な共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 初めに、中東情勢の影響についての御質問でございますが、調査時点において、本市や関連団体の行う医療や福祉関連の事業などにおきましては、手袋等の石油由来製品が購入制限により調達困難になっているほか、燃料についても調達制約が発生しており、また、いずれも価格が上昇している状況でございます。私が事務を担当いたします健康福祉局、こども未来局、教育委員会などにつきましては、市民の命を預かる業務等を執行しており、市民がどのような社会情勢であっても安心して暮らすことができる行政サービスが求められるものと認識しておりますので、今後につきましても、市内経済の安定を確保しつつ、市民の豊かで健康的な日常生活に関わるサービスが停止しないよう、適切に対応してまいります。

次に、企業における障害者雇用の支援についての御質問でございますが、本市では、これまで、企業応援センターかわさきにおいて、障害者雇用を検討している企業に対し、テレワークによる働き方を含めた様々な仕事の切り出し手法や、採用時面接に関する助言などを実施するとともに、既に障害のある方を雇用している企業に対しては、就職後の定着やさらなる雇用に向けた支援を行うなど、ニーズに応じた伴走型の支援を実施してまいりました。さらに、令和6年度には、法定雇用率の引上げを見据え、センターの体制強化を図り、取組を進めてきたところでございます。今後とも、障害のある方が短時間労働を含め個々の状況に応じた働き方が可能となるよう、環境整備の助言等の支援をよりきめ細やかに行うなど、企業への適切かつ効果的な雇用支援を実施してまいります。あわせて、本市の競争入札等において、障害のある方を積極的に雇用している事業者を評価する主観評価項目制度等のさらなる活用に向けた検討も進めることなどにより、雇用率の向上につなげてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 白鳥副市長。

〔副市長 白鳥滋之登壇〕

○副市長 白鳥滋之 初めに、中東情勢の影響についての御質問でございますが、調査時点におきまして、廃棄物処理施設における薬剤調達の遅れや、市場などの運営における光熱費等の上昇など様々な影響が出始めているところでございます。私が事務を担当いたします市民文化局、経済労働局、環境局などにつきましては、密接に市民生活に関わる業務や市内経済を支える業務等を執行しており、市民生活を継続的に支える行政サービスが求められるものと認識しておりますので、今後につきましても、市内経済の安定を確保しつつ、市民の豊かで健康的な日常生活に関わるサービスが停止しないよう、適切に対応してまいります。

次に、ストーカー事案に係る庁内連携等についての御質問でございますが、本市におきましては、DV被害や犯罪被害に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら対応するとともに、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みに対応するため、各区役所の地域みまもり支援センターや川崎市男女共同参画センターにおいて相談支援を行っております。ストーカー事案につきましては、被害者の生命、身体の保護の観点から、早期の警察との連携が最も重要であると考えており、相談内容に応じて警察と連携した適切な対応を行う

とともに、被害者支援が必要なケースにつきましては、犯罪被害者支援相談窓口をワンストップ支援の窓口として、関係部局で実施する各種支援施策につなげることであります。また、法改正の内容の周知が重要であることから、今後は様々な手段を通じて学校や企業に被害者支援の主体としての役割が求められていることの周知を進めるなど、庁内連携を一層図りながら市民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 八尾副市長。

〔副市長 八尾光洋登壇〕

○副市長 八尾光洋 中東情勢の影響についての御質問でございますが、調査時点では、市バス燃料費や道路補修に用いるアスファルト価格の上昇などの影響を受けている状況です。私が事務を担当いたしますまちづくり局、建設緑政局、上下水道局、交通局などにつきましては、市民が日々生活を行うための基盤となるインフラに関わる業務等を執行しており、当たり前の日常を支える行政サービスが求められるものと認識しております。今後につきましても、市内経済の安定を確保しつつ、市民の豊かで健康的な日常生活に関わるサービスが停止しないよう、適切に対応してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 中学校の35人以下学級についての御質問でございますが、35人以下学級を着実に実現していくためには、人材の安定的確保と教員の働き方・仕事の進め方改革を両輪で進めることで好循環を生み出し、持続可能な学校運営体制を構築することが大変重要であると認識しております。特に本市では、全教員の約5割が20代、30代となっていることから、若手教員に対する負担軽減策の充実を図ることも必要であると考えております。今後、学校現場との対話等を通じて他都市の先進事例や本市における好事例等を全市展開し、学校と教育委員会事務局が一丸となって魅力的で働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、料金・使用料改定の方角性についての御質問でございますが、料金等の改定につきましては、今後の物価、金利、賃金の上昇により支出の増加が見込まれるなどの厳しい財政状況の下、市民生活の安全・安心を守るための水道、下水道の管路、施設等の更新、耐震化などを着実に推進するために行うものでございます。こうした中で、低廉な生活用水・排水には配慮してまいります。次に、水道料金及び下水道使用料の同時改定についてでございますが、水道事業につきましては、当年度純損失が令和8年度から、累積資金不足が令和9年度から、下水道事業につきましては、当年度純損失が令和9年度から発生する見込みであることなどを踏まえ、提言のとおり、令和9年4月に改定する方角性をお示したところでございます。しかしながら、同時改定は市民生活にとって厳しいものであることから、下水道使用料の改定期期につきましては、令和7年度決算見込み等を反映した財政収支や社会経済動向などを踏まえ、9月開催の市議会定例会までに判断することとしたところでございます。

次に、料金等の改定後の見通しについてでございますが、20%台前半の改定とした水道

事業につきましては、仮にその最大値である24%改定を行った場合の単年度当たりの増収額は約50億円程度となり、純損失発生年度が令和13年度、累積資金不足発生年度が令和15年度と見込んでいるところでございます。また、10%台前半の改定とした下水道事業につきましては、仮にその最大値である14%改定を行った場合の単年度当たりの増収額は約30億円程度となり、純損失発生年度が令和13年度となり、累積資金不足は令和15年度まで生じないと見込んでいるところでございます。次に、経営改善の取組につきましては、平成22年度以降、129人の人員削減を図り、単年度当たり約12.1億円、水道事業の再構築による浄水場の統廃合により、単年度当たり約7.7億円、下水道事業における電力量の削減により、平成23年度からの累計で約7,000万円の削減等に努めてきたところでございます。また、資産の有効活用を進め、単年度当たり約8.9億円の財源確保を図るなど、収入の確保にも努めてまいりました。次に、今後の取組につきましては、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しによるコスト削減を進めるとともに、資産の有効活用や新たな収益確保策を検討するなど、さらなる経営改善を推進してまいります。次に、一般会計からの繰入れについてでございますが、災害・安全対策事業費出資金につきましては、40年間の分割負担で繰り入れるものとして水道料金水準の算定を行い、一定程度の負担軽減を図っており、引き続き、総務省から発出される通知や制度に照らし、適切な繰入れがなされるよう関係局と調整を進めてまいります。

次に、出水期に向けた対応についての御質問でございますが、宮前区の矢上川沿いの雨水仮排水所につきましては、令和7年9月の記録的短時間大雨により、当該排水所のポンプ制御盤が約80センチメートル浸水し、ポンプが停止したところでございます。本年3月には、制御盤内の機器を浸水深より上部に設置し、同様の浸水被害が発生しないよう改良工事を行ったところでございます。今後は、制御盤の目標耐用年数である23年が経過する令和12年度をめどに、制御盤を含めた電気設備の更新を検討してまいります。

次に、下水道管路の特別重点調査についての御質問でございますが、同調査の結果に関する広報周知につきましては、本年4月21日に報道発表を行い、併せて市ホームページに掲載したところでございます。その後、当該結果に関する市民の皆様の関心が高いことに鑑み、5月8日に緊急度1及び2と判定した箇所の一覧表及び位置図を追加掲載し、周知を図ったところでございます。次に、原材料不足等の影響につきましては、原油価格の高騰や供給不安などにより、硬質塩化ビニル管等の資材価格の上昇や、資材の一部が入手困難な状況であることを把握しており、こうした状況に対応するため、資材の需給動向を注視するとともに、最新の市場動向を踏まえた積算単価の見直しを適切に行い、事業者が受注しやすい環境の確保に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

物価高騰を踏まえた対応についての御質問でございますが、本市が発注する業務委託等の契約において、契約期間が複数年度となるものだけではなく、単年度の契約につきましても急激な物価上昇等を踏まえた対応をする必要があると認識しており、受注者からの申出に対し十分協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うこととしております。また、設計業務委託等技術者単価などを適用している業務委託につきましては、労務費等の上昇

を踏まえた価格改定に伴い、改定後の単価に基づく契約金額の変更を行う特例措置を実施しております。今後につきましても、本市契約において、中東情勢の変化による原材料価格やエネルギーコストの上昇等を踏まえた適切な価格転嫁が図られるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ストーカー相談窓口の周知等についての御質問でございますが、本市では、DVや犯罪の被害者のための相談窓口を設置するとともに、市ホームページやSNS、アプリ等を活用した案内に加え、身体的暴力に限らず、様々な行為が暴力に当たることに気づけるよう、具体的な事例を示した周知啓発を行っております。また、近年は位置情報機器の悪用など手口の巧妙化が進んでいることから、今後は、防犯アプリ「みんパト」を活用した注意喚起や相談窓口の周知に向けた配信を行うなど、情報発信の強化に取り組んでまいります。次に、若年層に対する取組といたしましては、学校現場と連携し、中学生、高校生、大学生を対象としたデートDV予防啓発ワークショップを実施するなど、相手を尊重する関係性や暴力の未然防止についての理解促進に取り組んでいるところでございます。ストーカー被害につきましては、SNS等に起因する事案が多いことから、今後につきましても、教育委員会等と連携し、小学生を含めた若年層の被害防止に向けた啓発を進めるとともに、被害やその前兆があった際の円滑な相談支援につなげるため、各種相談窓口のより一層の周知に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、町内会・自治会の加入促進についての御質問でございますが、町内会・自治会は地域コミュニティを支える中核的組織であり、地域と行政をつなぐ大切な協働のパートナーであることから、加入率の向上や活動の活性化は重要な課題であると認識しております。そのため、本市では、転入者をはじめとした未加入世帯の方に向けて、川崎フロンターレと連携して作成したチラシや、町内会・自治会の活動紹介動画により加入促進を図るとともに、町内会・自治会のDX化支援として、課題解決の後押しを行うアドバイザー派遣事業の中でホームページの活用等について支援したほか、プロボノ活動の一環として、町内会・自治会向けデジタルツール紹介講座などを実施してきたところでございます。今後につきましても、地域でのつながりが日々の安全・安心や災害時の大きな支えになることなど、町内会・自治会に加入することの利点をしっかりと発信していくとともに、活動の効率化による役員の負担軽減等、他都市事例も参考にしながら町内会・自治会支援の取組を推進してまいります。

次に、外国人市民への対応についての御質問でございますが、本市に転入する外国人市民への対応につきましては、地域のルールや各種手続に漏れが生じないように、きめ細やかな対応が必要であると認識しております。現在、各区役所区民課における転入届の受付におきましては、多言語版の窓口案内冊子や、資源物、ごみの分別方法に関するパンフレットの配布、配架に加え、翻訳機の活用や外国語表記による案内を行うなど、転入世帯の状況に応じた適切な案内に努めております。また、国際交流センターのワンストップセンターやかわさき多文化共生プラザの外国人相談窓口において、生活に必要な情報を円滑に提供するとともに、生活オリエンテーションの実施などにより地域のルールや生活マ

ナーの周知を図っているところでございます。今後につきましても、分かりやすく丁寧な情報提供や窓口対応の充実に取り組むとともに、日本の文化や習慣、ルール等の理解の促進に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、中東情勢の影響についての御質問でございますが、中東情勢の緊迫化等を背景に石油関連製品等の価格上昇や調達困難が生じており、建設事業者を含め、様々な業種の事業者に影響が及んでいることから、国におきましては、関係業界団体や地方公共団体等に対し、価格転嫁や取引適正化、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定、適正な工期の確保に係る配慮について要請を行っているところでございます。本市といたしましても、国において実施しているナフサ等の確保や流通の目詰まり解消、価格転嫁対策は重要であると認識しておりますことから、国と意見交換を行い、事業者へ国の相談窓口を御案内するなど連携した取組を進めるとともに、資金繰りや市産業振興財団のワンデイ・コンサルティング等による経営支援に取り組んでいるところでございまして、このたび成立した国の補正予算による重点支援地方交付金の活用も含め、引き続き厳しい経営環境にある中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

次に、農福連携についての御質問でございますが、本市の取組といたしましては、農作業を通じた障害者の活動の場づくりや、社会福祉への理解促進を目的とした福祉交流農園につきまして、平成30年度から昨年度まではNPO法人と共同で運営し、年に2回ほど収穫体験を実施してきたところでございます。本年度からは、就労継続支援B型事業所を運営する株式会社WALAと共同で同農園の運営を始めたところであり、12月頃、障害者と市民と一緒に小麦の種まきなどの農作業を体験するイベントを実施する予定でございます。本市といたしましては、農福連携の推進に向けて、こうした取組を広く周知するとともに、農地を活用したい福祉事業所等と農家のマッチング支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、市内に障害者の働く場として植物工場を開設するという新たな事例も出てきておりますことから、こうした動きにつきましても情報収集等を行うとともに、栽培についての相談等がございましたら技術的助言などの支援を行ってまいります。

次に、北部市場機能更新事業についての御質問でございますが、契約後のリスクにつきましては、近年の物価変動や社会情勢の変化等により、本事業全体のリスクは増大するものと認識しております。本年4月に公表された内閣府のPFI事業に関するガイドライン等の改正案において、サービス対価などの変更について十分な協議を行うこと等が示されておりますことから、こうした最新の動向を踏まえながら、事業者と契約後の安定的な事業推進の確保に向けて協議してまいります。供用開始時期の遅れで発生するリスクにつきましては、引き続き既存施設の修繕が必要となることに加え、場内事業者の競争力などにも影響を与えることから、適切に対応しつつ早期の機能更新の実施に向け事業推進を図ってまいります。契約した事業者の撤退リスクにつきましては、市場を取り巻く環境が大きく変化している状況において高まるものと認識しております。提案された内容の実施を前提としながらも、やむを得ない理由により事業の変更が必要な場合は、本市と事業者で協

議を行い、慎重かつ柔軟に対応してまいります。ローリング工事による事業者への影響につきましては、場内事業者等の操業に与える影響について十分な検討が必要と考えております。今後につきましては、事業者が必要な対策、対応を実施することと併せて、場内事業者に対して本市及び事業者から事前に工事内容等について説明を行い、通常取引に支障が出ないように対応してまいります。20年後の施設引渡時のリスクにつきましては、要求水準書において、維持管理業務の期間終了時に施設を良好な状態で引き渡すこととしております。適切な維持管理に向けて、事業者は要求水準を踏まえた長期修繕計画書に基づく維持管理や、業務終了前に建物劣化調査等を実施することとし、本市はこれらについて確認、モニタリングするなど、適正な状態での引渡しとなるように対応してまいります。

本事業による交通渋滞等につきましては、敷地内において十分な車両通行路、待機場所及び駐車場を確保するほか、ICTの利活用による渋滞緩和策や周辺道路に交通整理員を配置するなど、本市と事業者で連携しながらハード及びソフト面での対策をしてまいります。災害時における広域物資輸送拠点としての機能維持につきましては、要求水準書において、必要なスペースを確保するとともに、荷役作業の空間、床の強度、非常用発電設備等を要件としており、本事業の進捗に合わせて、災害時における広域物資輸送拠点の機能が最大限発揮できるよう、施設の整備内容及び運用について事業者と慎重に協議してまいります。市場の魅力発信等につきましては、北部市場では、機能更新を通じて食品流通機能の底上げや地域に根差した市場としての活性化を図ることとしており、卸売市場ならではの特色ある買物、食事が楽しめることなどの魅力についても、事業者等とも連携し、様々なメディアを活用するなど積極的に発信してまいります。交通便利性の向上につきましては、これまでもイベント開催時には臨時バスを運行するなど、交通便利性の確保に努めてまいりました。今後、さらに市民に親しまれる市場とするために、機能更新を契機として、事業者等とも連携しながら市民の方々の交通便利性向上に向けた対応を検討してまいりたいと考えております。フードパーク等の開設までのスケジュールにつきましては、事業者から提案されたフードパークや食のこだわりのマーケットは、市場施設の整備後に捻出される敷地内の余剰地を活用し、令和19年度以降に整備することを見込んでおります。

次に、川崎市内中堅・中小企業経営実態調査レポートについての御質問でございますが、本市が本年1月に調査した結果では、業務のデジタル化に取り組んでいない中堅・中小企業のうち、取組の障害・阻害要因として「デジタル化を担う人材の不足」を挙げた企業が60.9%である一方、今後の重点分野として、「生成AI・DX」を選択した企業が全体の44.3%であり、生産性向上等の観点から、今後、デジタル技術の活用の有無が中小企業の経営力の差を拡大させる可能性があるものと考えているところでございます。本市におきましては、デジタル化を検討している中小企業への専門家派遣を行うとともに、中小企業成長環境支援補助金によりシステム導入や人材育成等の取組を支援しているところでございます。同補助金につきましては、システム導入等の生産性向上支援とデジタル人材育成等のリスクリング支援を別の区分としており、より多くの企業に御活用いただく観点から、年度内に両方の区分での申請はできませんが、生産性向上支援の区分において、導入するシステムを活用できる人材の育成等も補助対象に含めておりますので、今後は制度内容を丁寧に周知し、専門家派遣と組み合わせ、個々の事業者の課題に応じた支援を実施してまいります。また、中小企業に補助金を活用していただく上で、補助対象や補助率等がニー

ズに合致することや、申請がしやすいことは重要であると考えているところでございます。本市におきましては、これまでもアンケートやヒアリング等による事業者ニーズの把握や、申請書類の簡略化、市産業振興財団のワンデイ・コンサルティング等による補助制度の案内や申請の支援等を実施しておりまして、引き続き寄り添った対応を行うとともに、中小企業の負担軽減を図るため、制度の活用促進に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎未来エナジー株式会社についての御質問でございますが、電力市場の価格につきましては、中東情勢の緊迫化等の影響により高騰しており、5月の平均価格は1キロワット時当たり18.01円で、前年同月比で約1.6倍となっております。このため、引き続き市場価格の動向を注視していく必要があると考えております。財務や経営に与える影響につきましては、川崎未来エナジー株式会社が多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、こうした国際情勢の影響を受けにくい安定した価格での電力供給が可能であり、市場価格高騰の影響は比較的小さいものと認識しております。市場価格高騰のリスクへの対策につきましては、川崎未来エナジー株式会社において、市場からの調達量を適切に管理するとともに、不測の価格高騰にも一定程度耐え得る経営基盤の強化に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、加害者更生についての御質問でございますが、ストーカーやDV事案につきましては、再犯に至るおそれもあることから、再発防止の観点に立った対応が重要であるとされておりまして、犯罪をした人等の特性に応じた処遇の充実に向けて、刑務所や保護観察所等において更生に向けたプログラムが実施されていると伺っております。なお、本市に相談が寄せられた場合には、個別の事案に応じて医療機関や加害者支援を行っている団体等を紹介することもございます。本市におきましては、再犯防止に向けて、保健医療・福祉サービスの着実な提供や、就労、住居の確保などに取り組むとともに、横浜刑務所や横浜保護観察所、ハローワーク、保護司会協議会などを構成員とした再犯防止推進会議を開催し、関係機関のネットワークづくりを進めているところでございます。引き続き、誰もが罪を犯すことなく、加害者も被害者も存在しない、全ての地域住民が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、障害者の就労支援における農福連携についての御質問でございますが、農作業は多様な業務工程があり、個々の障害特性や日々の体調に応じた作業の切り出しや柔軟な配置が可能であることから、就労機会の拡大に資する取組の一つであるものと認識しております。障害者雇用においては、個々の障害者に対する適切な支援や成長機会の確保、就労の質の向上につなげていくことが重要であると認識しておりますので、今後につきましては、農福連携を含めた障害者の就労支援の実態把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、就労継続支援についての御質問でございますが、直近3か年の年度末における市内の就労継続支援A型事業所の施設数及び利用者数につきましては、令和5年度23施設、

394人、令和6年度22施設、418人、令和7年度21施設、412人となっております。就労継続支援A型事業所の一部においては、利用者の一般就労への移行が進むことで事業所の生産性や経営の安定性に影響が生じるといった課題等があることを認識しているところでございます。本市といたしましては、事業所が利用者に対し、一般就労への移行支援を含め、就労に必要な知識や能力向上に向けた支援を適切に提供することで、安定的な運営が図られることが重要であると考えていることから、国の通知に基づく生産活動の収益性に係る経営実態調査を毎年度実施し、収益性に課題がある事業所に対しては経営改善計画の提出を求め、その後の経営状況を注視するとともに、必要な指導を行っているところでございます。

次に、障害者グループホームの入居円滑化についての御質問でございますが、本市では、令和7年11月から、グループホームの空室情報や受入れ条件等を一元的に把握、共有するためのグループホーム空室等情報一覧リストを作成し、各区役所や相談支援事業所等の関係機関に最新情報を共有することで、入居希望者一人一人の障害特性や生活状況に応じたマッチングを可能としているところでございます。一方で、障害特性等によりマッチングが難しいケースが生じていることから、各区役所と連携しながら課題整理を行っているところでございまして、今後につきましては、相談支援体制に関わる機関等が参加する障害者相談支援ネットワーク会議において、現場の実態を踏まえた意見交換を実施することで、より効率的、効果的な入居調整が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、後期高齢者健康診査についての御質問でございますが、受診状況につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合が公表している本市の令和6年度の受診率は30.11%で、国が目標とする30%を上回っている状況でございます。今後につきましては、市民の健康増進及びフレイル予防のため、さらに多くの方に受診していただく必要があるものと認識しておりますので、これまで実施してきた無料の受診券の送付や普及啓発の取組に加え、かかりつけ医からの受診勧奨など、関係機関との連携を一層強化し、健診受診の促進を図ってまいります。

次に、特別用途食品についての御質問でございますが、当該食品は、健康増進法に基づき、病者などの健康の保持、回復などに適したものである旨を表示することを国から許可されたものであり、医師、管理栄養士等からの指導の下で使うことが適当であるとされております。また、在宅療養者等が利用しやすいようドラッグストア等の小売店でも販売されておりますが、国の調査においては、その認知度は必ずしも高いとは言えない状況となっております。こうした点を踏まえ、特別用途食品の適切な利用に関する情報発信に取り組んでいく必要があるものと考えておりますので、今後につきましては、市ホームページやリーフレットの作成及び活用に取り組むとともに、関係団体を通じて在宅療養者等に向けた普及啓発を行うなど、市民に必要な情報が届けられるよう努めてまいります。

次に、介護保険料についての御質問でございますが、第8期及び第9期介護保険事業計画期間におきましては、相対的に所得の高い方の保険料段階の細分化及び負担割合の引上げ等により、可能な限り基準額の上昇を抑制したところでございます。次期計画期間につきましては、国の動向を注視しつつ、計画期間中に必要となる介護給付費等の見込額や、第1号被保険者の所得分布等のほか、他都市の状況を踏まえ、所得に応じた適切な保険料について検討してまいります。

次に、带状疱疹予防接種についての御質問でございますが、令和7年4月から定期接種に位置づけられた带状疱疹予防接種については、年度内に65歳に達する方及び60歳以上65歳未満でH I Vによる免疫機能の障害を有する方を対象としておりますが、制度開始から5年間の経過措置として、年度内に70歳から5歳刻みで100歳までの方も対象とし、さらに令和7年度に限っては100歳以上の方全員を対象としておりました。令和7年度の対象者約6万9,000人のうち、1回接種の生ワクチンを接種した方が約4,300人、2回接種を要する組換えワクチンを2回接種した方が約1万5,200人で、対象者の約3割に当たる約1万9,500の方が接種したところでございます。带状疱疹の予防策として予防接種は大変重要であることから、市ホームページにおいて疾病の仕組みや症状、重症化のリスクを詳しく掲載するとともに、定期接種の対象者に対しては、ワクチンの効果や安全性について個別に通知することで、今後も多くの方に接種について検討していただけるよう取組を進めてまいります。

次に、アピアランスケア助成金交付事業についての御質問でございますが、令和7年度の対象者別の実績につきましては、がん患者636件、がん以外の傷病34件、また、品目別の実績につきましては、ウィッグ類554件、胸部補整具・エپیテーゼ類116件でございました。本市の事業の特徴といたしましては、傷病や治療による外見の変化は、がん以外の疾患や事故によっても生じるものであることから、がん以外の方も助成制度の対象としております。昨年度は、がんのほかにも脱毛症や難病など様々な原因疾患、2歳から87歳までの幅広い年齢の方に助成を行うことで、アピアランスケアを必要とする多くの方の社会参加に貢献できているものと考えておりますので、今後も引き続き、申請者の方の個別の状況に応じた丁寧な対応を図るとともに、制度の適切な運用と周知に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、かわさき子育てアプリ「すくすく」についての御質問でございますが、今回のリニューアルにつきましては、毎日の子育てに寄り添うアプリを目指し、妊娠届出や妊婦支援給付金などの申請、乳幼児健診の受診票の入力・提出手続のほか、各種イベントの申込みをオンラインで可能とするなど機能面の改善とともに、居住区や年齢等に応じたプッシュ通知を活用した情報発信を強化いたしました。また、本アプリを本市で子どもを産み育てる全ての方にダウンロードしてもらえよう、産婦人科等の医療機関に御協力いただき、妊娠が分かったタイミングでチラシを配付するなど周知に取り組んでいるところでございます。子育てに関する各種制度や相談窓口等につきましては、利用頻度の高い項目をアプリ画面にバナーとして設置するとともに、子育て制度等をライフステージやカテゴリー別に確認できるページを新たに作成するなど、視認性の向上を図り、利用者が必要な情報へ円滑にアクセスして、オンライン申請フォームにも遷移することができるようにしたところでございます。

次に、プレコンセプションケアについての御質問でございますが、プレコンセプションケアの推進につきましては、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促していくものであり、思春期をはじめとする各ライフステージに応じた情報提

供や相談支援等を総合的に進めていくことが重要であると認識しております。本市におきましては、不妊や不育に悩む女性とそのパートナーを対象に、川崎市不妊・不育専門相談センターにおいて専門医等が相談に対応するとともに、妊娠、出産や性の悩み等については、助産師による妊娠・出産SOS事業等を行っております。今後については、プレコンセプションケアの理解を深め、関連する取組を相互に連携させることにより、適切な時期に相談機関につながるができるよう、相談体制の整備等に係る医師会、看護協会、助産師会等の関係団体との意見交換や他都市の動向の調査を行いながら、相談事業の充実に取り組んでまいりたいと存じます。プレコンサポーターの養成につきましては、まずは医療職等のサポーター養成が必要であると認識しておりますので、今年度は各専門職が所属する関係団体等と連携しながら、具体的な取組について調整してまいります。また、一部の区においては、町内会や地域の子育て支援団体が主体となり、中学生と子育て中の親子が交流する取組を長年実施しております。学生が赤ちゃんと触れ合うことにより命の大切さ等を実感できる貴重な機会となっておりますので、今後も継続した運営ができるよう地域全体の取組として支援していくとともに、関係局区とも好事例として共有を図りながら、他の地域にも広がるよう働きかけてまいりたいと存じます。

次に、低出生体重児の支援についての御質問でございますが、低出生体重児の多くは、臓器の未熟性から可能な限り母乳による栄養補給が望ましいとされていることから、母親の状況に応じて搾乳された母乳を使用している場合が多く、時間や労力を要する搾乳は産後間もない母親にとって身体的な負担があるものと認識しております。搾乳機等の費用補助は経済的負担の緩和につながるものでございますが、低出生体重児の母親や家族の支援においては、精神的・身体的支援が重要であると考えておりますので、区役所地域支援課の地区担当保健師が出産後から家庭訪問等を継続的に行い、産後ケア事業を行う地域の助産師につなぐなど、保護者に寄り添った支援を行っているところでございます。今後も、NICU退院後の生活を見据えて、必要な支援が途切れることのないよう対応してまいりたいと存じます。

次に、保育所等における利用定員についての御質問でございますが、利用定員の変更ににつきましては、令和4年度までは変更の時期を年度当初の1回のみとしておりましたが、保育事業者がより柔軟な設定を行えるよう、令和5年度からは4月と10月の原則2回の機会を設けるとともに、それらの時期以外においても、保育事業者や各施設等の状況を踏まえながら、可能な限り柔軟な対応を行っているところでございます。定員変更に係る助成金につきましては、利用定員変更に関する課題の検討と併せて、他都市の実施状況等を調査研究してまいりたいと存じます。

次に、保育士確保策についての御質問でございますが、高校生を対象とした保育士おしごと体験につきましては、昨年度は夏休み期間に加えて、11月から3月中旬までの期間も実施し、前年度の2倍以上の97名の参加がございました。参加者からは、子どもたちとたくさん触れ合えてうれしかった、先生大好きと言ってくれた子がいて、保育士という仕事のやりがいを感じた等の感想が寄せられております。このように、本事業は保育の魅力を早い段階から伝えることができ、将来の保育人材の確保に向けた裾野を広げるのに有効な取組であると考えております。今年度は対象者を高校生から中学3年生まで拡大し、実施期間も拡大予定ですが、今後、さらに効果的な実施方法について検討してまいります。潜

在保育士等に対する就労奨励金交付事業につきましては、本年4月から開始しており、保育士資格を有する者が、かながわ保育士・保育所支援センターを通じて市内の民間保育施設または教育施設に就職した場合に、保育士個人に5万円の奨励金を交付する事業でございまして、センターを活用した就労を促進し、円滑な保育人材の確保を図るものでございます。今後も保育士確保に向けて多様な取組を進めてまいります。

次に、認可保育所における障害児等の受入れについての御質問でございますが、令和7年度に障害児等の受入れを行い、加配職員を配置することにより、障害児保育費の認定を受けた認可保育所は252施設でございまして、児童数につきましては、障害者手帳等により認定した児童が323人、手帳等はないものの、加配職員による支援が必要であると認定した児童は210人でございます。現状につきましては、乳幼児は年齢によって発達や特性が大きく変わるため、その時点の対象児童の状況を把握し、認定要件を満たしているか適切に判断する必要があることから、手帳がない場合は、保育士資格を有する職員等が施設を訪問するなど、保育状況を確認した上で認定を行っております。また、保育士の配置及び処遇改善につきましては、令和8年度の障害児保育費について、重度認定の場合、28万5,400円から32万3,000円へ、前年度比13.2%の増額を行ったところでございます。今後につきましては、インクルージョンの観点を踏まえ、多様なニーズを有する児童の保育所における受入れを推進し、障害児保育の質の一層の向上を図るため、引き続き障害児支援策の拡充に取り組んでまいります。

次に、こども性暴力防止法についての御質問でございますが、犯罪事実確認の対象者につきましては、教員や保育士等、子どもと常に接する職種は一律に、事務職員や送迎バスの運転手など、子どもに継続的に接する可能性がある職種は業務内容によって対象となるものでございます。確認の手續につきましては、国のシステムにより事業者がこども家庭庁へ申請した後、対象となる従事者本人がこども家庭庁へ戸籍情報を提出することにより、こども家庭庁から法務省へ性犯罪前科を照会し、その結果について、こども家庭庁から事業者犯罪事実確認書を交付するものでございます。法施行に向けたスケジュールにつきましては、義務対象事業者はシステム登録手続を本年7月頃までに実施するほか、法施行までに従事者等への制度周知、就業規則や採用募集要項等の見直し、従事者や情報管理担当者向け研修などを行う必要がございます。認定事業者は、法施行後、システム登録手続を行うこととなりますが、従事者等への制度周知などについては認定申請までに行う必要がございます。また、法施行後の犯罪事実確認につきましては、施行日以降に新たに対象業務に従事することとなる新規従事者等については、原則、当該業務の従事開始日までに、法の施行日時点での現職者等については、義務対象事業者は法施行から3年以内に、認定事業者は認定日から起算して1年以内に犯罪事実確認を終える必要があり、義務対象事業の現職者等の確認については、時期を分散して行うこととされております。なお、現職者が特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、事業者は配置転換等により対象業務に従事させないことが求められております。

情報管理措置につきましては、犯罪事実確認記録等は個人の犯歴を含む非常に機微な情報であり、漏えい等が発生した場合には、従事者個人の権利侵害のほか、事業の信頼や継続性、さらには児童等の教育、保育などにも多大な影響が生じる可能性があるものと認識しております。市内の民間事業者等に対しましては、適切に対応いただけるよう、まずは

周知に努めるとともに、監督等の実施について国との役割などを整理するほか、本市の職員につきましても、情報管理措置等の対応が適切に行えるよう関係局と調整してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、モビリティステーションについての御質問でございますが、実証実験につきましては、令和7年度に川崎区及び高津区において行ったところでございます。実証実験の結果といたしましては、川崎区では、小学生から高齢者まで幅広い年代の約4,500人の方の来場があり、地域の小学生のサードプレイスや高齢者の憩いの場として利用いただいたことから、地域の回遊性の向上にも寄与したものと考えております。乗換利用の状況につきましては、アンケートの結果から、路線バスやデマンド交通の待ち時間を過ごした方を確認しており、乗換拠点として一定の効果があったものと考えております。一方で、デマンド交通やシェアサイクルなどの新たなモビリティサービスにつきましては、3割を超える方が「知らなかった」、「利用したことがない」と回答されるなど、周知の徹底等が課題と考えておりますことから、さらなる利用促進に向け、様々な手段や機会を捉えた広報等が重要であると考えているところでございます。高津区につきましては、無人による運営を試行しており、複数回のイベントにおいて、30歳代から40歳代の子育て世代を中心に、延べ約7,000人の方々に来場していただきました。イベントでは、複数のモビリティの試乗体験や新たなモビリティの展示を行うとともに、デジタルスタンプラリー等を実施したことにより多くの家族連れに長時間滞在していただくなど、外出のきっかけづくりと地域の回遊性向上に寄与したものと考えております。また、来場者へのアンケートでは、9割を超える方から「モビリティステーションは便利」と回答いただいております。モビリティステーションが新たな交通サービスとして受容される可能性を確認したところでございます。一方で、実施していることを知らなかったというお声もいただいていることから、川崎区と同様に、様々な手段や機会を捉えた広報等が重要であると考えているところでございます。

2か所の実証実験において、地域特性に応じた取組や市民の皆様への周知が重要であると認識しており、こうしたことを踏まえ、乗換拠点を中心に多様なモビリティサービスが利用でき、地域のにぎわいの創出や移動の目的地ともなる身近な生活拠点となることを目指して取組を進めてまいります。今後につきましては、地域へのモデル展開として、令和11年度までに各区2か所、合計14か所の実証実験を進めるなど、市民の皆様新しい交通の形を見て、触れて、理解していただけるよう取組を進めるとともに、企業等の参画を促すなど、持続可能性を考慮しながら社会実装を目指してまいります。

次に、チョイソコかわさきのこれまでの実証実験につきましては、実験後に行ったアンケート調査において、多くの方々から運行継続を望む声が寄せられるなど、一定の効果があったものと考えております。一方で、収支の改善などの採算性の確保が課題となっております。今後につきましては、より一層の地域の御理解と御協力が得られるよう、民間事業者等と本市が連携し、地域で開催されるイベントなど様々な機会を捉え、認知度のさらなる向上に取り組むなど、引き続き地域の多様な主体と連携した取組を進めてまいります。

次に、自動運転バスの取組についての御質問でございますが、デジタル庁の自動運転社会実装先行的事業化地域事業は、地域における継続可能なビジネスモデルの構築や自動運転の事業化に向けた課題解決を目指すなど、令和9年度を目途に先行的に事業化を実現する取組を行う地域に対し、関係府省庁による総合的な支援を得られるものでございます。これにより、本市単独では対応が困難な課題が生じた場合には、国の伴走支援を得ながら解決を図るとともに、国庫補助金の審査の加点措置等を活用することで、効率的、効果的に取組を推進できるものと考えているところでございます。今年度につきましては、現在申請中の国土交通省の補助金の審査結果を踏まえながら、より円滑な自動運転を可能にする経路生成AIを活用した新システムを導入し、実証実験を着実に積み重ね、令和9年度のレベル4実装に向けて取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

有馬川における浸水対策についての御質問でございますが、暫定対策につきましては、昨年9月11日の大雨により浸水した排水ポンプの交換及び設置位置のかさ上げや、溢水した水路脇への土のう設置等を令和7年度末までに実施したところでございます。今後につきましては、フラップゲートの設置などの昨年度に取りまとめた対策について、整備に向けた調整を関係部署と行うとともに、地域の皆様から御意見を伺いながら進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 港湾局長。

〔港湾局長 木村俊介登壇〕

○港湾局長 木村俊介 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

ブルーカーボンの取組についての御質問でございますが、移植の実施状況等につきましては、昨年、天然のアマモ場から採取し、生育した苗について、本年4月に東扇島東公園の人工海浜に数十株の移植を行いました。現状、順調に生育しており、周囲に魚やカニが集まる様子を確認していることから、生物多様性にも寄与するものと期待しているところでございます。また、5月にも種子などを採取したところであり、今後、来春の移植に向けた苗床づくりを進めてまいります。次に、海水温上昇など環境変化への対応等につきましては、海水温の上昇がアマモの定着を阻害する主な要因であると認識しており、今後、定着を促す育成手法や移植場所の選定、高水温に強い海草の活用などについて、移植に協力をいただいている有識者等と引き続き意見交換を行いながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。次に、市民の参加機会につきましては、幅広い年代の方が藻場造成の取組に参加いただくことで、川崎港に親しみを持ってもらおうとともに、本年3月に取りまとめたみどりの将来像の実現にもつながるものと、その意義を認識しているところでございます。こうしたことから、企業や市民が連携して東京湾の藻場再生を目指す東京湾UMIプロジェクトへの参加などを通じ、市民と共に活動できる機会の創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 大山啓祐登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 大山啓祐 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

ます。

扇島地区で発生した崩落事故についての御質問でございますが、本件につきましては、民間所有の栈橋上における民間事業の実施中に起きた事故でございます。一義的には当事者において安全対策を確実に実施すべきものと認識しております。しかしながら、臨海部の大規模土地利用転換におきましては、今後も長期間にわたり民間による大規模な工事が想定されていることから、事故原因の調査結果や扇島地区の特性等を踏まえ、工事中の安全管理を徹底するよう地権者に求めていくとともに、今後は本市が行う道路整備等も予定されていることから、工事の実施に当たりましては、地権者等と連携しながら安全管理の徹底を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、トイレカーについての御質問でございますが、トイレカーにつきましては、本年3月の川崎市地域防災計画震災対策編・風水害対策編修正において、トイレカーを含めた災害対応車両に係る国の災害対応車両登録制度について、発災時の速やかな活用に向け、平時から活用場所の検討や登録車両の把握などを行うことを追加したものでございます。こうした中で、県が導入したトイレカーについても同制度に登録する予定であると伺っており、災害時は同制度を通じて連携を図ることを確認しているところでございます。また、平常時は総合防災訓練の機会等に展示用車両として借り受けるなどについて、県と調整等を進めているところでございまして、防災啓発への活用も図ってまいります。

次に、止水板購入促進補助金についての御質問でございますが、簡易型止水板の購入補助とした理由につきましては、早期に浸水被害の軽減を図ることを目的として、多くの市民、事業者の皆様にご利用していただける支援策とすることを重視いたしまして、即応性が高く、浸水被害の軽減に有効な手段の一つである簡易型止水板の購入費を補助する制度としたところでございます。次に、補助対象の拡充につきましては、まずは現行の制度を着実に運用していくことに努め、利用状況や補助対象者への調査・アンケート結果などにより市民ニーズを的確に捉えながら、関係局と連携し今後の制度運用について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

電気バスについての御質問でございますが、市バスでは、令和7年3月の導入以降、1年余りにわたって航続距離や充電時間などの検証を行っておりまして、充電設備の設置スペースやランニングコストに課題がございましたが、市バス路線の運行面における耐久性や安全性などについて支障がないことを確認しております。市バスでは、今後数年間は毎年30両程度の車両更新を予定し、電気バスにつきましては、新たな経営計画の第1期計画期間である令和8年度から令和11年度までに15両の導入を予定しております。今後におきましても、次世代自動車における技術進展等を注視しながら、計画的に脱炭素化に向けて取り組んでまいりたいと存じます。現在運行している3両の電気バスにつきましては、同じメーカーの車両についての不具合が報道された後、速やかにメーカー立会いの下、自主的

に緊急点検を実施し、その後、国土交通省の指示によるブレーキやステアリングなど45項目の総点検が行われ、異常がないことを確認しております。また、営業所において定期的な法定点検整備のほか、運行前の日常点検などを実施するとともに、メーカーによる部品供給やメンテナンスのサポート体制を確保しておりまして、今後も安全性を十分に確認しながら運行を継続してまいります。電気バスに使用する電力につきましては、運行ダイヤを勘案して効率的な充電をサポートするエネルギーマネジメントシステムを今年度から導入し、使用電力の抑制を図ってまいります。また、市バスでは、令和7年度から川崎未来エネルギー株式会社が供給する電力を市内4か所の営業所で使用しておりまして、電気バスにつきましても、本年4月から同社が供給する電力によって運行を行っております。今後につきましても、脱炭素化の取組をさらに進めていくため、川崎産の再生可能エネルギー電力を電気バスの運行などに活用できるよう、川崎未来エネルギー株式会社との連携を深めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 消防局長。

〔消防局長 大友正人登壇〕

○消防局長 大友正人 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

A I等を活用した火災監視体制等についての御質問でございますが、初めに、火災の監視体制についてでございますが、地震の発生により火災の覚知が遅れた場合には、大規模火災につながるおそれがあることから、火災を早期に覚知すること及び迅速に情報を把握することは重要なことであると認識しているところでございます。次に、A Iを搭載したカメラ等の導入についてでございますが、本市の都市構造を踏まえると、現状では一定の課題があるものと認識しているところでございます。また、本市においては、地震発生時、直ちに消防ヘリコプターにより上空から情報収集を行っているところでございますが、今後につきましては、国の動向や他都市の導入状況を注視してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、命の安全教育についての御質問でございますが、近年、児童生徒がSNSを利用する機会が増加し、SNSを通じて性被害等に巻き込まれる児童生徒の低年齢化が進むなどの状況が見られる中、児童生徒を性暴力の被害者、加害者、傍観者にしないようにするため、命の安全教育に取り組むことは重要なことと認識しております。これまで各学校では、体育科、保健体育科を中心に、体の発育や心身の健康に関する知識について学習し、特別活動等で生命や自己及び他者の尊重、よりよい人間関係の形成等について学んでいるところでございますので、今後も各学校の実情に応じて取組を進めてまいります。また、性暴力を含めた子どもへの暴力防止を目的とするCAPプログラムを実施することにより、嫌だと言うこと、逃げていいこと、大人に相談することといった自分の心と体を守る方法を学ぶ機会となっているところでございます。命の安全教育を実施する際には、文部科学省から示された教材及び指導の手引に基づき、児童生徒の実態等を踏まえながら、各学校において内容等を工夫することが望ましいものと認識しておりますので、プログラムの実施例の提示や講師を紹介するなど、引き続き各学校における取組について支援してま

います。

次に、部活動についての御質問でございますが、初めに、民間事業者による指導者派遣のモデル事業につきましては、昨年度の事業終了時のアンケートでは、生徒、保護者の90%以上が肯定的に評価しており、専門的な指導者の配置や教員の負担軽減の面での効果が見られた一方で、指導者の安定的な確保等に課題があったと認識しているところでございますので、今後も民間事業者や地域の大学等との協働を進めながら取り組んでまいります。次に、保護者負担の在り方につきましては、先行自治体の取組状況を踏まえ、一定程度の保護者負担や困窮家庭への支援等が必要と考えておりますので、今後、保護者の協力や理解が得られるよう適切に対応してまいります。次に、教員が地域展開後に部活動指導を希望する場合の対応につきましては、兼職兼業の取扱いや報酬の支払いに関する手続、教員特殊業務手当との整合性等について整理が必要と考えておりますので、働き方・仕事の進め方改革の視点も踏まえ、今後検討を進めてまいります。

次に、学校体育館空調設備整備等事業についての御質問でございますが、初めに、事業概要につきましては、小学校81校、中学校33校の体育館110棟、武道場22室及び附属室6室について、空調設備の設計、施工、維持管理を行うものでございまして、スケジュールにつきましては、令和9年6月に契約を締結し、令和11年度末までに空調設備の整備を行い、令和23年度末まで維持管理を行っていく予定としております。次に、地域経済の活性化につきましては、公表している要求水準書案の基本方針において、地域経済の活性化に寄与するために、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とする旨を示しており、選定時においても、市内事業者の積極的な活用を評価するなど、市内事業者の参画の促進に向けて取り組んでまいります。次に、既存体育館の断熱につきましては、エネルギー効率を高め、ランニングコストを抑えるために必要であるものと認識しており、学校施設長期保全計画に基づくものについては、再生整備等の工事に併せて断熱化を実施し、再生整備等の工事が無いものについては、令和15年度までの整備に向け、遮熱シートを含め、屋根の断熱または遮熱について検討してまいります。次に、空調設備の維持管理業務につきましては、要求水準書案において、故障等の不具合の発生について連絡を受けた場合には、速やかに内容を調査し、性能を維持するための適切な対応を行うこととしており、その手段につきましては、地元事業者の活用を含め、事業者提案において確保されるため、より迅速に対応できる手法を御提案いただけるよう評価項目等を検討してまいります。次に、災害時の対応につきましては、要求水準書案において、停電時にも稼働する電源自立型GHPを導入するとともに、停電時における使用方法を示した運用マニュアルの作成を業務として位置づけており、避難所運営会議等との連携につきましては、学校及び関係局区と連携の上、当該運用マニュアルを含め、情報共有等に努めてまいります。

次に、史跡橘樹官衙遺跡群についての御質問でございますが、橘樹歴史公園におけるトイレの設置につきましては、地下に保存している遺跡に影響が及ばないこと、近隣住民の良好な生活環境を維持すること、公園利用者の利便性を確保すること等を条件として整理し、文化庁等と協議を行い、令和7年度策定の第2期整備基本計画において、公園北東側の史跡整備予定地にトイレを本設置する方針を定めたところでございます。それまでの間、増加する公園利用者の利便性向上や周辺環境への影響を踏まえ、暫定的な対策として、公園に近接する市有地に照明付水洗式トイレを設置し、本年3月から利用を開始いたしました。

た。今後、暫定的に設置したトイレの利用状況や周辺環境への影響についての検証結果等を踏まえ、本設置に向けて関係局と調整を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 平山議員。

〔平山浩二登壇〕

○23番 平山浩二 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、いただいた御答弁を踏まえて再質問いたします。

上下水道料金・使用料改定の実施時期についてです。長期化する物価高の現況を鑑み、市民生活への影響等について見解をただしたところ、御答弁では、市民生活に与える影響は小さくないものと認識しているとのこと。厳しい財政状況の中で、施設の老朽化対策や耐震化など、安全な水インフラを維持することは必要です。しかし、円安や地政学的影響に起因する物価高により、市民の家計や市内中小企業の経営環境は、まさに今、逼迫の度を極めています。こうした現況において上下水道料金の同時値上げに踏み切れば、市民にさらなる負担を強いることになります。再考すべきですが、見解を伺います。また、水道料金についても、一般財源からの繰入れや事業全般にわたる徹底したコストダウンを最優先で実行することで改定時期の先送りを検討すべきです。また、目指すべき改定率へ一気に引き上げるのではなく、数年かけて段階的に引き上げていく激変緩和措置なども同時に検討すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

中学校における35人以下学級についてです。教育長からは、35人以下学級を着実に進めていくために、学校現場との対話等を通じて他都市の先進事例や本市における好事例等を把握し、全市展開につなげていくとの御答弁でした。先日の文教委員会での報告では、担任業務を複数の教員で分担するチーム担任制を設けることで、業務負担の軽減を図っている事例があると伺いました。チーム担任制は教員一人に過度な負担が集中することを防ぐだけでなく、複数の教員が生徒の成長を見守ることにより、生徒の悩みや小さな変化に気づきやすくなるなど、生徒が抱える課題の多様化、複雑化への対応の充実化につながると考えます。本市におけるチーム担任制の具体的な取組内容とその効果、また、今後どのように展開していくのか伺います。

多文化共生社会の実現についてです。区役所への専門相談窓口の設置など、きめ細やかな対応を求めたのに対し、市民文化局長の御答弁では現状の施策説明にとどまっております。国立社会保障・人口問題研究所は、2067年に日本で暮らす外国人が総人口の10%を超えると予測する中、本市の外国籍市民は2025年度末の時点で約6万1,000人、そのうち約2万2,000人が川崎区に居住し、同区の外国籍住民割合は既に9.2%に達する状況です。さらに今後、2021年から2024年の増加率で増加すると仮定した場合、2030年には13.3%に達すると見込まれています。こうした状況を踏まえ、本市が多文化共生の先進都市として発展していくためには、特に川崎区を先行的なモデル地域として取組を強化していくことが重要です。見解と対応を伺います。

障害者グループホームの入居円滑化についてです。御答弁では、障害者相談支援ネットワーク会議において、より効率的、効果的な入居調整が可能となるよう取り組むとのこと。公明党は、これまで誰一人取り残さないデジタル社会の実現を掲げ、障害福祉分野におけるデジタル化を推進してまいりました。国は、全国共通の障害福祉手続に関するシステムの構築を目指しています。本市においても、デジタル共通化の流れに対応すると

同時に、ICTの活用や、将来的にはAI等の活用も視野に入れながら、入居マッチングを含め、障害者グループホームの入居円滑化に資するDX化を図るべきです。見解と今後の取組を伺います。

再質問は以上です。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者 池之上健一 料金・使用料改定の方向性についての御質問でございますが、初めに、水道料金及び下水道使用料の同時改定につきましては、市民生活にとって厳しいものであることから、下水道使用料の改定期限については、令和7年度決算見込み等を反映した財政収支や社会経済動向などを踏まえ、9月開催の市議会定例会までに判断してまいります。次に、水道料金改定の時期についてでございますが、水道事業の財政収支見通しにつきましては、総務省の示す繰り出し基準に照らし、繰り入れるべき額や今後想定し得る経営改善の取組の効果額などを算入した上で、令和9年度に累積資金不足の発生が見込まれていることから、先送りは困難であると考えております。また、料金の段階的な引上げにつきましては、一つの御意見としてお受けし、今後、改正水道条例議案の提出を予定している9月開催の市議会定例会に向け検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

○市民文化局長 高岸堅司 外国人市民への対応についての御質問でございますが、本市におきましては、今後も外国人住民人口の増加が見込まれる中、多様化するニーズに応じた、より丁寧かつ適切な対応が必要であると認識しております。これまでも川崎区役所では、令和2年4月から総合案内に英語及び中国語で対応可能な人員を配置し、来庁する外国人市民の関係窓口への案内や簡易な相談に対応するほか、より円滑なコミュニケーションを図るため、今月から一部の窓口に透明翻訳ディスプレイを試行的に設置するなど、各種手続をサポートするための環境整備に取り組んでおります。また、市南部における支援体制の強化に向け、令和6年7月に川崎市役所南庁舎内へかわさき多文化共生プラザを本格設置し、川崎区役所と連携を図りながら、必要な情報提供や生活支援を行っているところでございます。今後の適切な相談体制の在り方につきましては、本年1月に国が策定した外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、在留外国人に対する情報提供や相談対応を行う一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して受入れ環境整備に係る課題に取り組むこととされておりますので、こうした国の動向を注視しつつ、関係局区と連携して取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

○健康福祉局長 鹿島 智 障害者グループホームの入居円滑化についての御質問でございますが、システムの共通化及びDX化の推進につきましては、関係機関同士の情報共有の在り方や、事業所等における負担の軽減等を視野に入れ、ICTの活用等により必要な情報を適時的確に把握できる環境等を整備していくことが重要であると認識しております。今後につきましては、国のシステム共通化の移行業務やスケジュールを注視するとともに、障害者相談支援ネットワーク会議等の場を活用し、そこで得られた情報や課題等を踏まえ、運用面での業務負担等にも留意しながら、DX化等の推進について検討してまい

りたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

○教育次長 田中一平 チーム担任制についての御質問でございますが、本市において、令和6年度に市立小中学校の全ての校長、教頭、教務主任を対象に行った業務改善の意見交換会において、先進事例の一つとしてチーム担任制を取り上げ、具体的な取組として、業務ローテーション、合同授業等を紹介いたしました。令和7年度においては、中学校4校が導入自治体を視察し、今年度は3校でチーム担任制を開始しており、教育委員会事務局としても適宜状況を把握し、支援してまいりたいと考えているところでございます。チーム担任制につきましては、導入時の生徒や保護者への丁寧な説明、情報共有の仕組み等に課題があると言われる一方で、教員の負担を軽減するとともに、多面的、多角的な視点から生徒へのきめ細かい支援を実現できる効果が期待できるところでございます。今後といたしましては、他都市事例を参考とするとともに、市内での取組結果を検証しながら、各校の実情を踏まえつつ、他の学校にも取組を広げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 平山議員。

○23番 平山浩二 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、最後に意見要望を申し上げます。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画についてです。まずは橘樹歴史公園に暫定的なトイレ設置の対応を図っていただいたことに評価をいたします。私も現地を確認して、率直に驚きました。照明付きの水洗トイレであることは御答弁のとおりですが、さらにウォシュレットつきで、使用時間の開始と終了時には自動開錠と自動施錠される仕組みで、暫定とは思えない快適安心仕様でした。トイレがないことで、これまで企画をちゅうちょせざるを得なかったイベントの実現など、今後の地域活性化に向けた期待も高まります。引き続き、本設置に向けた取組を含め、第2期整備基本計画の着実な推進を要望いたします。

命の安全教育についてです。御答弁では、命の安全教育に取り組むことの重要性を認識した上で、各学校の実情に応じた取組を進めるとのことでした。文部科学省は、令和5年度調査より、性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率が全国で45.3%、そのうち命の安全教育の教材活用は32.8%と公表しました。さらに、本市の実施率は約28%で、20政令市中17番目と低く、教材活用も8%以下にとどまっています。命の安全教育は、文部科学省が示す性暴力防止を中心とした包括的な人権・性教育カリキュラムであり、CAPプログラムはその中の一手法となり得るものです。本質的な違いをわきまえた上で、国の方針に基づく学校教育の一部として命の安全教育に取り組むべきであり、本市として強く推進されるよう強く要望いたします。

低出生体重児等への支援についてです。御答弁では、NICU退院後の生活を見据えて、必要な支援が途切れることのないよう対応していくとのことでした。我が党は、令和5年第4回定例会の代表質問にて、市内ではドナーミルク提供が聖マリアンナ医科大学病院の1か所だけにとどまる実態を課題として、枝川舞議員——今日は議場ではなくてインターネット中継から臨んでいますけれども——からも一般質問を重ねて、昨年10月から市立川崎病院で提供を開始する運びとなりました。その上で、必要な支援が途切れないための大事な視点は、小さな声を徹して聴くということかと思えます。過日、リトルベビーとその

御家族を支援するNPO法人penaさんの主催で、本庁舎25階の展望フロアで写真展が開催され、昨年に続いて福田市長にも見学をいただいて、主催者側とも懇談的に意見を交わされておりました。概要、その場で市長は、新たな課題認識を得たとコメントされておりましたけれども、同席した私たちも改めて、声を聴き続けることの重要性を共有いたしました。今後も、低出生体重児への支援に対しては、保護者の声を引き続き受け止めていただくということを要望いたします。

保育所等の利用定員への対応についてです。保育所等の定員変更に係る助成制度について、御答弁では、他都市の実施状況等を調査研究するとのことでした。現在、保育所の運営に係る公定価格はゼロ歳児と1・2歳児で大きな差があります。少子化の進行に伴うゼロ歳児の定員割れが保育所運営に大きな影響を及ぼしています。また、その影響は年々拡大している状況にもあります。こうした中にあっても、多様化する保育ニーズに対応し、質の高い保育サービスを安定的に提供していくためには、保育現場の実情や事業者の声を丁寧に把握し、実効性のある支援策を講じていくことが重要と考えます。保育現場の声をしっかり把握し、今後の支援策への反映を要望いたします。

農福連携についてです。市内に障害者の働く場として植物工場を開設する新たな事例が出ている旨の御答弁がありました。令和7年第2回定例会の我が党一般質問では、生産緑地等の営農継続の危機に端を発し、農業と工業の境界に係る植物工場の定義づけと整理を進める必要性を申し上げました。背景に近年の気候変動の影響や、農業が抱える地域住民との調和を含む環境制御の難しさから、植物工場への事業転換を検討する機運が高まっていると仄聞しています。そのような側面からも積極的な情報収集と、様々な機会を捉えて農福連携へのマッチング支援を推進していただきたいことを要望します。そして何よりも対話と現場主義を重視している市長に、ぜひとも農福連携の現場の最前線を視察していただきたいなと思います。また、住宅と農業、あるいは住宅と工業が共生する近隣との調和に係る課題に対しても、植物工場も含めた支援メニューの整合を図るべく検討を進めていただくよう強く要望いたします。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時4分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも53人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。共産党代表から発言を願います。14番、小堀祥子議員。

〔小堀祥子登壇、拍手〕

○14番 小堀祥子 私は、日本共産党を代表して、2026年第2回定例会に提案された諸議案並びに市政一般について質問を行います。

市長の政治姿勢についてです。イラン情勢の影響についてです。トランプ政権による国際法違反のイラン攻撃は、いかなる理由をつけても正当化できるものではありません。米海軍横須賀基地を母港とするイージス艦がイラン攻撃に加わったことは、県民を戦争に巻き込むものであり、トランプ政権に対し強く抗議するものです。一刻も早く戦争を終わらせるため、経済の混乱を解決するためにも、市長として、日本政府がトランプ大統領に対し国際法の遵守を求め、イランとアメリカの協議を促すよう政府に求めるべきだと思いますが、市長に伺います。この無法なイラン攻撃に端を発したホルムズ海峡の封鎖が長期化する中で、本市の市民や事業者にも深刻な影響が出ています。医療分野では、医療材料の供給の停止、出荷調整、製造中止が生じ、治療の継続が脅かされたり、材料の値上げで病院経営の厳しさが増えています。建設分野でも、シンナーがなければ塗装はできない、見通しが立たない、このままでは会社が潰れてしまうなど切実な声が上がっており、政府の、総量は足りている、目詰まりしているだけという事態認識と実態との乖離が、いよいよ深刻かつ緊急性の高い社会問題となっています。我が党は4月30日に、イラン情勢の影響から地域経済と暮らしを守る対策を求める要望書を市長に提出しました。その内容は、実態調査や速やかな対策を行うための補正予算の編成など9項目にわたります。市も5月28日、中東情勢の影響調査についてを公表していますが、その調査においても影響が急速に広がっていることが示されており、固定経費などへの市の直接支援が急がれています。事業者の実態を把握した上で、市としてどのように対策を打とうとしているのか、市長に伺います。政府は3兆円の補正予算を組み、電気・ガス料金の負担軽減を図るとしていますが、全く不十分です。国待ちにせず、市として補正予算を組み対策を急ぐべきですが、補正予算の編成について市長に伺います。

特別市についてです。4月、5月に神奈川県内の3政令市を除く30の市町村が、特別市の法制化に反対する要望書を県に提出しました。これを受け、5月13日に黒岩知事が記者会見を行い、一方、県内3政令市長も緊急声明を発表しました。また、18日に指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトが開催され、国の地方制度調査会への対応状況が話し合われています。市長は、市議会での特別市の質疑の中で、様々な課題について、国が検討すると述べるが多々ありました。そこで今回、国の地方制度調査会の資料を見てみましたが、そこには具体的な対策や回答はほとんどありませんでした。例えば県の総合調整機能について、黒岩知事は、医療費補助、河川改修、崖地対策など県全域の行政機能が維持できなくなる、警察組織をどうするのかと指摘しています。これに対し調査会は、警察本部設置は非効率、組織分割の懸念、医療資源の偏在で一体的な医療提供体制は困難など問題点の列挙にとどまり、解決策は示されていません。財政面でも、黒岩知事は、特別市が認められれば特別市以外は壊滅的と述べ、県の報告書でも県の財源不足は約680億円と試算しています。しかし、調査会資料には県の財源がどれだけ失われるのかの試算もなく、その補填策もなく、財源の提示もありません。県有施設の移譲、移管、費用負担についても同様です。川崎市内だけでも県有施設は134施設、財産価格1,622億円に上ります。移管費用や債務引受額は相当な規模になるはずですが、調査会資料は、県民利用施設の4割が指定都市に立地、移転、移譲などの選択肢があると述べるのみで、費用負担の主体も金額も一切示されていません。このように、国の地方制度調査会の対応では県のほかの市町村の疑問に答えるような内容になっていません。これでは特別市が実現可能とは思

えないのですが、市長に伺います。

公共施設の統廃合についてです。市は5月に資産マネジメント第3期実施方針の中間見直しの方向性についてを発表し、人口減少への転換、厳しい財政環境、公共施設の老朽化などを理由に、2030年度以降については人口減少期に当たることから、人口の動向等に応じ公共施設の削減を図るとしています。公共施設削減の理由である人口減少と財政難についてです。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、川崎市は20年間は人口増加が続くとしており、川崎市の人口推計でも、2035年までの10年間は人口が増加するとしています。市の財政については、今年度予算で市税収入は5年連続過去最高、財政力指数は政令市トップ、人口は今後10年以上増加が続くため、市税収入は増え続けると予想されます。人口減少、財政難という公共施設を削減する理由は成り立たないのではないですか、市長に伺います。

公共ホールについてです。市の公共ホールの最適化に向けた取組方針が出され、川崎能楽堂、幸市民館、国際交流センター、すくらむ21などが統廃合の対象に挙がっています。それに対するパブコメでは、620件の意見のうち、598件、96%が対応区分Dで、その多くが廃止、複合化することに反対する意見でした。そもそも川崎市の公共のホールは、ほかの政令市と比べて統廃合が必要なほど多いのでしょうか。総務省が発表している主なホールを含んでいる公会堂、市民館の政令市の施設数では、川崎市は11か所、人口10万人当たりの箇所数では、20の政令市の中で下から4番目と少ない状況です。一方で、横浜市は人口当たりで川崎市の4倍ものホールを持つ施設があります。川崎市は、ほかの政令市、特に横浜市と比べて公共ホールが少ないという状況です。公共プールについてです。2023年の総務省の公共施設のプール施設数の調査でも、川崎市は人口10万人当たりのプールの数は政令市で下から5番目です。川崎市の公営の室内温水プールは来年廃止の施設を除くと3施設しかなく、屋外プールを含めても7施設しかありません。一方、横浜市の室内温水プールは12か所、公園プールを含めると42か所もあります。横浜市は室内プールで川崎の4倍、全体でも6倍のプールがあり、人口当たりで見ても川崎市は横浜市より圧倒的に少ないという状況です。公共のホールもプールもほかの政令市と比べて少ないという認識はあるのか、市長に伺います。これらの施設は削減ではなく増やすべきではないですか、市長に伺います。

川崎市子どもの権利条例についてです。川崎市子どもの権利条例は政令市として初めて制定され、2000年12月の市議会で全会一致により可決されました。2001年4月の施行から今年で25周年を迎えます。制定までの過程を振り返ると、地域教育会議、子ども委員会、市民サロンなど、様々な場で200回を超える会議が開催され、延べ10万人以上の市民が議論に参加しました。まさに市民立法と評価される本市が全国に誇るべき条例であり、子どもを一人の人間として尊重するという理念を具現化したものです。25周年という節目を迎えるに当たり、改めて、子どもの権利条例の意義とその理念に照らした現状の課題について、市長に伺います。

また、この節目を契機として、市民や子どもたちが条例を理解し、共有を深める取組が必要です。25周年の取組について、教育長、こども未来局長にそれぞれ検討状況を伺います。

いじめ重大事態調査についてです。子どもの権利条例第24条では、いじめの防止が掲げ

られ、同条第5項では、施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮しと明記されています。この理念を具体化する重要な仕組みが、いじめ重大事態調査です。しかし、本市では、2019年以降に認定された8件の重大事態のうち、認定から約7年や5年を経過しても答申に至っていない事案が存在します。例えば小学6年生で被害に遭った場合、7年経過すれば既に高校を卒業している時期です。重大事態調査の目的は、文科省ガイドラインにもあるとおり、事実関係の明確化、被害児童生徒の支援、再発防止策の検討ですが、このような長期化した状況で子どもの最善の利益が守られていると認識しているのか、また、ここまで時間を要している要因を伺います。次に、重大事態の進捗と情報開示についてです。品川区では、重大事態の発生状況を一覧で公開し、件数も2022年以降で35件と多いにもかかわらず、ほとんどが認定から1年以内で答申まで至っています。これと比較しても本市の対応の遅さは明らかです。本市では現在、調査中が何件あり、それぞれどれほどの期間を要しているのか、市民には全く見えません。品川区のように調査の進捗状況を一覧で公開すべきと考えますが、見解を伺います。

わくわくプラザについてです。私たちは、狭隘化を解消する取組がされている犬蔵小学校のわくわくプラザを視察しました。わくわくプラザでの滞在時間や学年に応じて子どもたちは3か所に分けられていました。狭隘化は改善されていましたが、支援員は依然として接する子どもが毎日変わり、約200名もの子どもの顔と名前を覚えるのはとても大変とのことでした。子どもたちは名札を着用しており、帰るときなどには支援員に名前を伝えて知らせるよう貼り紙もありました。国が示している放課後児童クラブ運営指針は、職員が個々の子どもと子ども集団との信頼関係が築ける等の理由で、子ども集団の規模はおおむね40人以下としています。また、支援員は、子ども一人一人の発達の状況や養育環境の状況等を把握しながら育成支援を行うことが求められています。名札が必要なほど混沌とした環境では、十分な育成支援はできません。本市は、今後、わくわくプラザのうち放課後児童クラブをA区分として分ける方針ですが、A区分においては40人以下の子どもを1つの単位として区切り、毎日同じ子どもが同じ支援員の下で生活する体制を整えるべきです。伺います。

教員の確保についてです。我が党は、一貫して正規の先生を増やすよう求めてきました。今年度は定数を増やし、積極的に正規の先生を増員した結果、先生不足により35人以上の人数でクラスを編制する少人数学級の弾力的な運用や、中学校における教科指導のできる教員の未配置といった状況をなくすことができました。来年度に向けた採用も、同様に正規の教員を増やす方針を取るのか伺います。状況は改善したとはいえ、今年度、5月1日時点で欠員は173.5人、未充足は82.5人でした。本来はどちらもゼロでなければなりません。しかし、第3次かわさき教育プランで掲げられている目標は、年度当初の未充足は2030年度までにゼロにするというものです。先生が不足している異常事態を長引かせていいと考えているのか伺います。

教員による児童への性暴力についてです。市内の教員が児童への不同意わいせつの疑いで逮捕された事件において、当該学校の校長が、被害の報告を2024年12月に受けたものの、教育委員会へ報告していなかったため戒告処分を受けました。2022年4月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されましたが、その基本指針には、教育職員等による性暴力が疑われたときの対応方針をあらかじめ整理し、教育職員等に対し

て周知を行うことが望ましいと書かれています。これを受け、東京都教育委員会や横浜市教育委員会など近隣都市では、初動対応をまとめたマニュアルを作成しています。川崎市は文科省の基本指針にのっとり対応マニュアルに相当するものをいつ策定し、いつ各学校、教職員等に周知したのか伺います。

台風第6号における児童生徒の安全確保についてです。本市の災害発生時の児童生徒の対応では、暴風警報発表、計画運休等の発表時の判断基準が午前6時となっています。一方で、横浜市と本市以外の県内の各自治体は前日に休校の判断を行っています。結果、今回の台風第6号では臨時休業要件となる大雨危険警報——レベル4が午前8時半頃に発令された中での開校となり、保護者からは当日の朝まで判断が示されないというのは混乱を招くといった声が届いています。学校は子どものセーフティーネットという側面もあり、臨時休業の判断は慎重に行うべきと考えますが、朝6時での判断は警報下での登校も余儀なくされるリスクが残ります。この運用で、子どもたち、給食調理員も含む教職員の安全確保は万全と考えているのか、他都市のように早い段階での判断といった見直しも検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

人権に関わる施策についてです。ハラスメント対策についてです。ハラスメントは重大な人権侵害であり、許されるものではありません。川崎市の職場はもちろんのこと、出資法人についてもハラスメント対策が強く求められます。今年10月には、カスタマーハラスメントへの対応も義務づけられます。本市職場の就業規則はもちろんのこと、市と関係の深い各法人においても、さらなるハラスメント対策の徹底が求められます。そこで、総務企画局長に伺いますが、市が25%以上を出資している法人の中で、いまだに就業規則にハラスメントの防止規定を明記していない法人があるのか伺います。早急に全ての法人でハラスメント対策を盛り込むべきです。今後の対応を伺います。

障害者施策についてです。障害児通所支援事業所における不正請求についてです。市の報告によれば、この不正は当該事業者が自ら明らかにしたことにより発覚したものであり、市が監査に切り替えた直後に全事業所が廃止されたため、行政処分を行えず、告訴に至ったということです。当該事業者は、4か所の放課後等デイサービス事業を行い、一番古い事業所は2018年に開所しています。全国的にも、放課後等デイサービス事業はこうした不正が起きています。この事業に対して、市が指定し、開所したら数か月後には訪問し運営の状況を確認するなど特別な体制を取るべきです。伺います。市内の障害児施設506施設、障害者施設1,100施設、合わせて1,606施設の監査、虐待、苦情などの対応を行うのが係長2人、職員6人、会計年度任用職員6人の14人とのことです。14人の職員で対応できる施設数ではありません。対応する職員を抜本的に増やすべきです。伺います。また、改めてほかの法人も調べるべきと思いますが、伺います。同時に、適正に運営している法人も当然あります。障害児のニーズに合わせて丁寧に支援しようと思えば、他の障害施設と同じように職員の確保に苦しみ、運営が逼迫します。人数が増えている障害児の発達をきちんと保障する放課後等デイサービス事業にするために、事業者の声をよく聴き、職員の確保に資する支援を行うべきと考えますが、伺います。

高齢者施策についてです。介護職の処遇改善、電動アシスト自転車購入補助についてです。国の調査で、都市部の訪問介護では自転車が主な移動手段として5割を占めることから、本市は国庫補助を活用し、2025年度限りで電動アシスト自転車の購入補助を実施しま

した。訪問を伴う介護職が電動アシスト自転車を活用することで、移動負担の軽減や業務効率化など、どのような効果があったのか伺います。昨年度は、対象340事業所のうち申請59事業所にとどまりました。より多くの事業所に行き渡るよう、市独自制度として継続すべきです。伺います。一方、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、日常的に利用者宅を訪問し、区を越えた移動や報酬に結びつかない業務も担っています。2025年度川崎市高齢者実態調査でも、9割の事業所が訪問で利用者状況を把握し、利用者の5割が最も相談しやすい存在がケアマネと回答しています。重要な役割を果たすにもかかわらず補助対象外で、落胆の声も寄せられています。物価高騰で事業所負担が増す中、電動アシスト自転車の購入は容易ではありません。訪問事業所に限定せず、ケアマネを含む訪問業務職種全体を対象とした支援策へ拡大すべきです。見解を伺います。

県の高齢難聴者補聴器装用推進事業費補助の活用についてです。多くの自治体が高齢難聴者補聴器購入助成を実施しています。横浜市は、難聴の方が補聴器を積極的に使用することで日常生活が改善し、社会参加でき、認知症リスクが低減することを目的に、昨年度から補聴器購入費助成のモデル事業を実施しています。このように、現在、全国550を超える自治体に拡大しています。県が実施する当事業は、難聴罹患率の高い65歳以上を対象に、聴力の低下に起因する社会的孤立の抑制や認知症の発症リスクの低減を目的として、全市町村を対象に所得制限なしの高齢難聴者補聴器購入の助成を今年度から行いました。当該事業を本市が今年度活用しなかった理由について伺います。積極的に活用すべきと考えますが、伺います。

エアコン購入設置費用助成についてです。市では、昨年5月から9月に660人が熱中症で搬送され、うち65歳以上の室内発症が147人に上りました。今年も既に20人が搬送されています。室内でも危険性が高まる中、本市はリーフレットでエアコンを適切に使用と啓発しています。エアコン使用が熱中症予防につながる理由を端的にお答えください。環境局長に伺います。

私たちは、経済的理由でエアコンを設置できない高齢者・障害者世帯等への支援を求めてきましたが、服装で調整、生活福祉資金を案内との答弁が続いています。しかし、現場のケアマネからは、高齢者は水分吸収が悪く、意識的に飲めない方が増えている、エアコン使用は命に関わるとの指摘があります。品川区では非課税世帯へ10万円、新潟県内自治体でも5万円の助成が行われるなど、全国で広がっています。経済的理由で購入や修理が困難な高齢者世帯や障害者世帯、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯など、熱中症リスクの高い世帯を対象に助成制度を創設すべきです。伺います。また、物価高騰の中、電気代を抑えるためにエアコンを使わないとの実態を受け、電気代補助も併せて実施すべきです。伺います。

2026年度国民健康保険料についてです。今年度の国保料が公示されました。医療分、支援分、介護分の所得割額及び均等割の全ての保険料率が引上げになり、医療給付と別の目的の子ども・子育て支援分が上乘せされました。その結果、年金年収300万円の70代高齢者夫婦2人世帯の年間保険料は、昨年度26万7,050円から8.3%増の28万9,210円に、年収400万円の40代夫婦、小学生子ども2人の4人世帯の年間保険料は、46万8,420円から7.9%増の50万5,520円に引上げになります。単身・子育て・高齢者世帯、全ての世帯で大幅な増額になります。高齢者、個人事業主など低所得者の多くが加入する国保です。高過ぎる保険

料と止まらない物価高騰、マクロ経済スライドにより、年金給付額は毎年実質マイナスです。食事を減らしたり、買物を控えたり、生活の質を限界まで落とし、こらえている現状があり、これまでも困難な生活を一層追い詰めることになります。こうした状況が明らかの中で国保料の引上げは行うべきではありませんでした。国保料は本市が独自に決めます。国保料設定の際、公費負担の増額等による引下げの検討は行わなかったのか伺います。また、国保料の引上げが子育て世代、高齢者世代の国保加入世帯にどのような影響を及ぼすと考えなのか伺います。国保は構造的問題により崩壊不可避と呼ぶべき状況に陥っており、抜本的な制度の見直しが必要です。本市の見解を伺います。

中小企業支援についてです。公共工事の契約金額の変更についてです。現在工事中や今後実施される公共工事において、契約時と現在の材料費などが大きく変わり、契約金額内では工事ができない現場も生じています。また、材料が入らず工期を延期せざるを得ない現場もあります。契約内容の変更には、インフレスライドや単品スライドなど契約金額や工期を変更する手続がありますが、手続が煩雑で、中小の事業者では二の足を踏んでしまいます。申請手続のサポートと、速やかに審査が行えるよう審査体制の強化を行うべきですが、対応を八尾副市長に伺います。また、工期の延期に伴う経費の増加分についても契約金額の変更をすべきですが、併せて八尾副市長に伺います。

建設現場では、材料不足で仕事が中断している場合、職人さんたちを確保しておく必要があります。一度離れた職人さんたちを再び集めることが困難だからです。その際、雇用調整助成金の活用が考えられますが、この申請も難しく、社会保険労務士などの協力が必要です。市として相談窓口を設け申請のサポートをすべきですが、伺います。

酷暑対策についてです。建設労働者など、暑いところで働かなければならない人たちの対策が必要です。東京都は都発注の土木工事を対象に、受注者が希望すれば7～8月に一斉休工できるようにします。塗装工事では小刻みな休憩を取りやすくするとともに、休工や休憩に必要な工期延長や費用計上を認めるとのことです。都発注の建築工事では、酷暑による作業効率の低下を考慮し、労務費を割り増すなどの対策を行います。これらは国のガイドラインなどを参考にしているとのことで、本市でもできることだと思います。この夏から実行できるような効果的な対策を行うべきですが、伺います。

担い手3法の建設業法改正に伴うコミットメント制度具体化についてです。国は、標準請負契約約款に労務費、賃金の適正支払いに関する表明と情報開示への合意を求めるコミットメント条項を新設しました。この条項を導入することにより、発注者はどの観点から何を確認できると国が示しているのか伺います。川崎市契約条例では、契約相手の元請の責任で台帳提出を求め、適正に賃金が支払われたか確認しています。しかし、市内建設組合の現場聞き取りにおいて適正な賃金が支払われていない労働者がいることが分かり、議会でも指摘し、改善を求めてきました。担い手3法の建設業法改正の趣旨は、全ての下請段階で適正労務費を確保することにあります。そこで、本市が1次下請以降にも適正賃金確保を義務づけるコミットメント条項のA方式を導入した場合、本市が直接契約をしていない最終下請まで元請を通じ関係書類を提出させ確認することが可能となるのか、法の趣旨に照らして伺います。国と連携し、他都市に先駆け、A方式導入の検討を開始すべきと考えますが、見解を伺います。

PFI事業における公契約条例の遵守についてです。これまでの答弁で、市は公契約条

例第12条に基づき、PFI事業者にも市に準じた措置を講ずるよう求めていることを確認しています。しかし、市内建設組合が3月に等々力緑地再編整備事業の現場を訪問した際、元請2社で公契約条例の周知ポスターが掲示されず、新規入場者への制度説明も行われていなかったとの実態の指摘がありました。条例の趣旨である周知徹底が確保されていない明確な不履行です。市は、直ちに事実確認を行い、ポスター掲示、新規入場者教育での説明、下請を含む全従事者への周知を事業者に指示すべきです。伺います。あわせて、条例に基づき本市の具体的な改善指導について伺います。

議案第100号、等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更についてです。今回の契約変更は、物価高騰に伴うサービス対価の改定が理由とされています。しかし、物価高騰以外の新陸上競技場、テニスコート、サッカー場の備品整備や移転業務などがサービス対価Hとして新たに追加され、4億5,800万円余が上乗せされています。なぜこれらの費用がこれまでの総事業費に計上されてこなかったのでしょうか。本来、施設整備に伴う備品費用等は事業計画段階で当然見込むべきものであり、後から追加されること自体、見積りの甘さ、さらにはリスク管理の不備が疑われます。3月議会に続き、物価上昇を理由としたサービス対価の増額が続く中で、今回のように新たな項目が次々と追加される状況は、総事業費が青天井で膨らみ続けることを市が事実上容認しているのではないかと受け取られても仕方ありません。今後、新アリーナや球技専用スタジアムで使用する備品が明らかになった際、今回と同様にサービス対価Hとして次々と積み増されていくのか伺います。次に、新アリーナに設置予定のVIPルームの備品についても、サービス対価Hの対象として追加計上される可能性があるのか伺います。市民理解が得られると思っているのか伺います。また、こうした追加費用が止まらない現状を踏まえれば、昨年1月に本市が示した想定額1,232億円を上回ることはもはや避けられないのではないのでしょうか、伺います。

等々力緑地再編整備についてです。全会一致で採択された請願第29号は、釣り池及び北側及び東側の自然環境、とりわけ浮島を含む水辺の生物相を丁寧に調査し、その結果を踏まえて、自然保全を最優先に整備計画を検討するよう求めたものでした。しかし、12月から釣り池の工事が始まる一方、とどろきパークのホームページでは、この区域をヒーリングエリアと位置づけ、採光・通風確保のため樹林管理を行うとし、伐採を前提としたような説明がなされています。ヒーリングエリアにおいて何本の樹木を伐採するのか伺います。また、倒木の危険もない樹木まで快適性の名の下に伐採するのであれば、請願の資料の中で示された現在の自然環境や生物多様性の保全に努めるとする市の見解と乖離するのではないのでしょうか、見解を伺います。とどろきパークの計画どおりに進めるのであれば、工事着手前に生物相の調査を実施するのは当然の責務です。対応を伺います。

防災対策についてです。震災時の避難所運営についてです。スフィア基準で避難所を改善すべきと繰り返し求めてきました。本市では、避難所の規模は住宅が全壊または焼失する数を想定して決めています。そんな少ない人しか来ないのか甚だ疑問です。少なくとも家は建っていても住めない、寝られない人たちが当然集まってきます。大規模地震の避難者はもっと多く想定し、避難所を増やし、備蓄物資は地域のほぼ全員に渡るような具体的な計画にすべきと思いますが、伺います。

上下水道事業における料金及び使用料の改定についてです。5月28日の環境委員会において、9月議会に提案する改定案の方向性が示されました。水道料金は20%台前半、下水

道使用料は10%台前半の値上げ幅とするとし、仮に水道24%、下水道14%なら、月に21立方メートル使用する世帯では997円、年間で約1万2,000円の値上げになるとされています。また、下水道使用料については、9月議会までに実施を遅らせるかどうかの判断をされるとされました。値上げ幅を小さくして20%台にしたのは、財政収支見通しで経常収支が赤字になる年度を3年後にするという計算であり、そのために3年後にはまた値上げの検討をしなければなりません。この収支見通しですが、令和6年度の水道事業の予算では、当年度純利益は2.5億円としていましたが、決算では16.6億円でした。令和6年度段階での財政シミュレーションでは令和7年度から5億円の赤字になると言っていました、その令和7年度予算で5,000万円余の黒字を計上しており、収支見通しと違っています。下水道も同様です。赤字になる、資金不足になると過大なシミュレーションで市民を脅してはなりません。7月に出る令和7年度決算が現在のシミュレーションと乖離があるなら値上げ案は再検討すべきですが、伺います。

値上げの大きな理由である大口利用者が減少するから料金収入が減るということも疑問です。この理由により水道事業の逡増度、下水道事業の累進度を緩和し、値上げ率は小口利用者がより大きくなります。大口利用者の水道使用量は、コロナ禍で減少してからここ数年、回復しています。臨海部の事業者が減っていると言われますが、大口利用者は臨海部だけではありません。その使用量が減るという根拠は何か伺います。臨海部の大企業は、工業用水道料金の改定で12億円もの上水受水の料金を下げたのですから、さらに大口利用者の値上げ幅を小さくするのは市民の理解を得られません。大規模な事業者は水道料金などを価格に転嫁できますが、小口利用者は限られた収入の中で生活をしています。逡増度などの緩和はするべきではありませんが、見解を伺います。市民の声は、この物価高が止まらないときに、水道や下水道まで上がるのは本当に困る、こういうときこそ市は市民を助けてほしいというものです。市民生活に欠かすことのできない水の供給や下水処理の費用の市民負担は軽減するのが自治体のあるべき姿です。他都市との比較でその多寡を図るべきではなく、今の市民の生活から値上げそのものが大変な負担だということを認め、値上げの是非を再考すべきです。伺います。上下水道局は市民意見を自ら聴取しないとのことです。市民と直接繰り返し対話し、一致点をつくる努力をするべきと考えます。それにより値上げできないということであれば、その結果を受け入れるべきです。市民意見を聴く場をつくり、取り入れることについて見解を伺います。

原子力災害対策計画及び特別防災区域に関する市の認識についてです。「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～」では、川崎区浮島の東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所を原子力施設として明確に位置づけ、原子力施設付近の上空飛行を避けさせること、航空法第81条ただし書の許可を行わないことを定めています。これらの定めは当該研究所にも適用されると理解しますが、市としてその適用の有無をどのように認識しているのか伺います。石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域について、その指定の目的を市としてどのように認識しているのか、法が定める目的を踏まえ伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま共産党を代表されました小堀議員の御質問にお答えいたします。

中東情勢についての御質問でございますが、現在の中東情勢は、市民生活をはじめ国全体に大きな影響を及ぼしており、大変憂慮すべき事態であると受け止め、一刻も早く収束することを願っております。一方、外交は国の専権事項でありますので、国家間の問題については、国が国際社会と緊密に連携しながら適切に対処されるものと考えております。

中東情勢の影響についての御質問でございますが、実態把握等につきましては、本年4月及び5月に市内の事業者等に対して中東情勢に関する影響調査を行ったところでございまして、価格上昇や石油関連製品の調達困難等の影響が生じているとの回答が幅広い業種から寄せられました。また、物の調達が困難であるため、仕事が請け負えず経営状況が悪化している小規模な事業者もあると認識しているところでございます。物の調達につきましては、現在関係省庁が主体となって流通の目詰まり対策を実施しておりまして、本市といたしましては、市内における支障事例について国に情報提供を行うとともに、価格上昇への対応につきましても、国の動向や市内の影響状況を踏まえながら必要に応じ検討してまいります。現在、国におきましては、予備費の活用や補正予算などにより様々な対応を行っているところでございまして、本市におきましても、今般成立した国の補正予算による重点支援地方交付金を活用した取組を検討しているところでございます。今後につきましても、市民生活や市内の事業活動等への影響を注視し、適切に対応してまいります。

特別市についての御質問でございますが、先月に第34次地方制度調査会の第2回総会が開催され、これまでの専門小委員会での議論を踏まえ、特別市の制度化を検討する場合の論点などの今後の審議項目が正式に決定されたところでございます。今後、その審議項目に基づき、同調査会において特別市制度の各論点に関する具体的な調査審議が行われていくものと考えております。

資産マネジメントについての御質問でございますが、本市では、引き続き見込まれる人口増加により、多様化、増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、それ以降の人口減少への転換や少子高齢化のさらなる進展を見据えた対応を行う必要がございます。また、市税収入が年々着実に増加している一方で、義務的経費の割合が年々高まっているなど、引き続き厳しい財政環境が見込まれるところでございます。こうしたことから、資産マネジメント第3期実施方針では、長期的に目指す姿として、必要な時期に必要な規模の行政機能の提供を掲げており、市民ニーズ等を把握した上での必要な機能の整備を図る機能重視の考え方に基づき、資産保有の最適化の取組を推進しているところでございます。今後につきましても、市民の皆様のお意見を丁寧に伺いながら、将来世代の負担に配慮しつつ、より一層利用しやすい環境への転換を目指し、取組を進めてまいります。

公共施設についての御質問でございますが、本市では資産マネジメント第3期実施方針に基づき、ホール機能やプール機能の最適化に向けた取組を進めているところでございます。本取組を進めるに当たっては、機能重視の考え方に基づき市民ニーズ等を把握しながら、必要な機能、規模を整備することとしており、市民ニーズや財政状況、立地条件などが異なる他の政令市との比較で、本市に必要な機能、規模を判断すべきではないと考えております。引き続き、市民ニーズ等を適切に把握するとともに、将来世代の負担などにも配慮しながら本取組を進めてまいります。

子どもの権利に関する条例についての御質問でございますが、本条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利保障の実効性を高めるための具体的な制度や仕組みを盛り込んだ国内最初の子どもの権利に関する総合的な条例として制定したものであり、これまで子どもの意見表明、参加や相談・救済機関の設置など様々な施策を推進してきたところでございます。社会経済状況の変化により子どもと家庭を取り巻く環境は厳しくなっておりますが、児童虐待、いじめ、不登校、家庭の貧困など子どもに関する課題解決に努め、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して自分らしく生きていける社会を実現するため、引き続き、本条例の理念に基づいた取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 八尾副市長。

〔副市長 八尾光洋登壇〕

○副市長 八尾光洋 公共工事の契約金額の変更についての御質問にお答えします。

まず、資材が高騰し、契約金額の増額が必要な場合、スライド条項の制度が活用できることを契約時も含め受注者などに周知しております。そして、受注者から相談があった場合には、スライド条項の運用マニュアルに基づき、受注者に対して手続の説明を丁寧に行った上で、受注者から提出された資料を確認し協議を行うなど速やかな対応に努めているところです。また、資材の確保が滞ることにより工期延期が必要な場合は、それに伴う経費の増額につきまして、引き続き、積算基準等に基づいて対応してまいります。今後とも状況に応じて適切に対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 子どもの権利に関する条例についての御質問でございますが、これまで条例の理念の下、地域、教育委員会、学校などが連携し、子どもの権利学習や意見表明の機会の充実に取り組んでまいりました。近年では、自分たちで学校生活のルールを見直す活動や、川崎市子ども会議「カワサキ☆U18」における市長への意見提出など、社会の一員として参画する機会の充実を図っております。施行25周年に向けましては、これまでの取組の成果を踏まえ、令和5年度から権利学習の専門家の派遣や新たな研修を実施し、日常の授業をはじめとする教育活動の中での権利学習の一層の充実に取り組んでいるところでございます。私は、学校をつくり上げるのは子どもたちであり、子どもの思いや声を形にする教育活動を行うことが、子どもたちの自信や自己肯定感につながると考えております。条例を踏まえたこうした教育活動を通して、未来の社会をつくる担い手として子どもたちが成長できるよう、引き続き取組を推進してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、上下水道事業における料金及び使用料改定についての御質問でございますが、料金改定の検討についてでございますが、今後、令和7年度決算見込みなどを反映した財政収支の下、必要な改定率等につきましては、9月開催の市議会定例会へ提出を予定している改正条例議案の中でお示ししてまいりたいと考えております。次に、大口の水需要についてでございますが、本市では、使用水量が月50立方メートルを超える使用者を大口と

しており、過去、大口の水需要が減少傾向で推移していることから、将来の水需要につきましても、その実績の推移を下に予測し、減少を見込んでいるところでございます。次に、逓増度等の緩和についてでございますが、本市の水道料金の逓増度につきましては、東京都及び政令市の中で最も高く、また、下水道使用料の累進度につきましては、東京都及び政令市の中で2番目に高いことにより、大口の水需要の減少が料金等に与える影響が大きく、安定経営の観点で課題があるところでございます。したがって、上下水道事業経営審議委員会から逓増度等の緩和を提言されたところでございまして、これに向けて取組を進めてまいりたいと考えております。次に、改定による市民負担につきましては、今後の物価、金利、賃金の上昇により支出の増加が見込まれるなどの厳しい財政状況の下、市民生活の安全・安心を守るための水道、下水道の管路、施設等の更新、耐震化などを着実に推進するために行うものでございます。事業の着実な推進を可能とする安定的な経営基盤の構築と、低廉な生活用水・排水とのバランスをしっかりと考慮した上で、料金等の改定を検討してまいります。次に、市民意見の聴取につきましては、これまで市内各種イベントブースにおいて延べ約900人の方に御協力をいただき、シールアンケートを通じた市民対話を実施するとともに、市民団体の求めに応じて説明会を開催してきたところでございます。今後は町内会への説明会の実施のほか、その他各種団体に向け説明会実施の周知を行うなど、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

出資法人におけるハラスメント対策についての御質問でございますが、本市が資本金等の25%以上を出資している法人におけるハラスメント防止に係る規定につきましては、一部の法人において就業規則等に明記されていないことを確認しております。今後につきましては、本年10月に改正労働施策総合推進法が施行され、ハラスメント対策が強化されることから、その内容が各法人の就業規則等に反映されるよう、川崎市主要出資法人等総合調整要綱に基づき、所管局長を通じて適切に指導、調整を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

コミットメント条項についての御質問でございますが、昨年12月に担い手の処遇改善等を主な目的として、いわゆる担い手3法が改正され、適正な労務費等の確保策の一つとして、コミットメント条項が選択条項として新設されたところでございます。本条項につきましては、建設工事における契約当事者間の適正な労務費及び賃金の支払いを約束するとともに、市民等への説明責任やコンプライアンスの観点から、必要に応じてその履行状況を確認できるよう契約書に規定するものでございます。本条項は、直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、下請事業者に関する受注者からの書類提出は、任意の協力の下で可能となります。コミットメント条項の導入に当たりましては、本市で既に公契約制度を導入していることから、運用上の整理が必要となっておりますので、国や他都市の状況等を注視しながら慎重に検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

雇用調整助成金についての御質問でございますが、同助成金は厚生労働省が所管する制度でございます。景気の変動、産業構造の変化など経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業や教育訓練、または出向により、従業員の雇用の維持を図ることを目的として支払った手当等の一部を助成するものでございます。同助成金の申請書類作成に当たり、書類作成が困難な事業者に対しましては、市産業振興財団による経営相談におきまして、社会保険労務士等の専門家によるワンデイ・コンサルティングを活用していただくなど、事業者に寄り添った支援を実施してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

熱中症予防についての御質問でございますが、熱中症の予防につきましては、国のマニュアルにおいて、体をしっかりと冷やすことが重要とされており、その方法として、屋内においては適切にエアコン等を使用すること、水や冷えたタオルを体に当てることなどが示されております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、障害児通所支援事業所における不正請求についての御質問でございますが、放課後等デイサービス事業所等につきましては、国が目安とする3年に1回以上の運営指導を実施することとしておりますが、昨今の事業所数の増加や、コロナ禍等の影響により実施が困難な状況もあり、事業者指導に係る職員につきましては、令和7年度に4名、令和8年度には1名を増員する体制を整備してきたところでございます。開所後の早い時期に運営状況を把握することも含め、法人の運営状況に対応した指導を実施するため、今年度の運営指導の一部委託化等の指導手法の見直しなどにより、効率的で実効性が高い指導体制の確立につなげてまいります。事業所における職員の確保につきましては、児童指導員、保育士、看護職員等への家賃の一部を補助する事業や、職員向けのカスタマーハラスメント相談窓口を開設するなど、職員が安心して働くことができる環境づくりや、人材の確保と定着に向けた取組を進めているところでございます。

次に、電動アシスト自転車購入補助についての御質問でございますが、事業効果につきましては、事業所へのアンケート結果において、移動負担の軽減に加え、支援件数の増加にもつながる等の業務の効率化に資する取組であったと評価しているところでございます。当該補助制度につきましては、対象事業所への複数回のメール配信や関係団体を通じた情報提供により周知に努めたほか、当初11月末とした申請期限を1月末まで延長したことにより、支援を必要とする事業所に利用していただけたものと認識しております。なお、電動アシスト自転車につきましては複数年使用できることから、令和7年度限りの補助としたところでございます。事業所運営に必要な経費に関しましては、本来、介護報酬により賄われるべきものでございますが、特に訪問介護につきましては、有効求人倍率も

高く、人材確保の課題が大きい状況を背景として、国が訪問介護事業所等を対象とした補助制度を創設したことを踏まえ、本市においては訪問介護事業所等に対し補助制度を実施したものでございます。

次に、補聴器購入助成についての御質問でございますが、県の高齢難聴者補聴器装用推進事業費補助につきましては、補聴器相談医への受診、認定補聴器専門店等での補聴器購入、装用訓練の受療、修了等、県が設定する補助条件を満たす購入補助制度を市町村が行う場合に、経費の一部を補助するものでございます。一方で、補助制度の実施に際しては、科学的根拠に基づき効果的に実施することが必要ですが、補聴器につきましては、装用による認知機能低下にどの程度効果があるのか依然として国による検証の結果が示されていない状況であるため、引き続き国に対して要望を行っていくとともに、先行する他都市の助成制度の効果検証の状況や課題の把握を行うなど、高齢者の難聴に対する支援の在り方について調査研究してまいりたいと存じます。

次に、エアコン購入の助成等についての御質問でございますが、夏季に健康を保持し、熱中症を予防するためには、エアコンの活用に加え、適切な水分補給や服装などによる体温調節が重要であり、高齢者や障害児者だけではなく、乳幼児、難病患者などのほか、体調の優れない方、肥満の方、暑さに慣れていない方など、一人一人が対策を取っていただくことが必要であると認識しております。生活保護世帯におきましては、支給要件のある世帯に対して購入費用について案内するとともに、それ以外の方へは社会福祉協議会による貸付けを案内するなど、必要な支援を行っております。こうしたことから、市民の皆様が効果的な熱中症対策を行えるよう様々な機会を捉え注意喚起を行っていくとともに、引き続き、国や他都市の動向の把握に努めてまいりたいと存じます。また、物価高騰対策としての電気代等支援につきましては、国において、本年7月から9月の使用分について実施されることから、引き続き動向を注視してまいります。

次に、国民健康保険料についての御質問でございますが、国は、国保財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより収支が均衡していることが重要であるとしており、令和8年度予算におきましては、県から示された納付金を基に、決算補填等目的の法定外繰入れを解消した上で、保険料率の算定を行ったところでございます。保険料の負担が増加する世帯や納付が困難な世帯に対しましては、納付困難な旨の申出があった場合には、現在の収入状況等を踏まえ、保険料の軽減や減免制度の適用を判断するとともに、実情に即したきめ細やかな納付相談に努めてまいりたいと存じます。国民健康保険は、加入者に高齢者が多いことから医療費水準が高く、低所得者の加入割合も高いことなど構造的な課題を抱えており、保険料負担率は他の医療保険と比べて高くなっているものと認識しております。このため、他の医療保険との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国庫等の引上げや医療保険制度の一本化など抜本的改革を実現するよう、他の政令市と共に国に要望しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、子どもの権利に関する条例についての御質問でございますが、条例施行25周年

に当たり、毎年11月20日のかわさき子どもの権利の日の前後に開催しているかわさき子どもの権利の日のつどいにつきましては、条例施行25周年と冠して、子どもをはじめ、より多くの市民にお越しいただけるよう、実行委員会等の御意見も伺いながら内容について検討してまいります。また、子どもの権利の啓発イベントや研修会、各種広報媒体においても、25年間の取組などを周知しながら、改めて子どもの権利について考えていただく契機とし、条例制定に関わられた方々や、これまで取組を支えていただいた皆様の思いを大切にしながら、より多くの市民の皆様が条例を知っていただけるよう取り組んでまいります。

次に、わくわくプラザについての御質問でございますが、子育て環境の変化に伴い登録児童数が増加傾向にあることや、習い事等に行く前に短時間利用する児童も増えていること、また、年度当初には多くの児童が利用することなどから、スタッフが繁忙になる時間帯があると認識しております。区分の方法や職員配置等、具体的な運用につきましては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、ニーズも多様化していることを踏まえ、現在のわくわくプラザ事業の課題等も整理しながら、区分制の試行の中で引き続き検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、酷暑対策についての御質問でございますが、土木工事におきましては、国の指針に基づき猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定をするとともに、労働者に対する熱中症対策として、空調服や経口補水液などの費用計上を実施してきたところでございます。また、令和7年12月に、国から熱中症対策に係る取組を取りまとめた建設工事における猛暑対策サポートパッケージが示され、本年4月に川崎市現場環境改善費(熱中症対策)の積み上げ計上に関する試行要領を策定し、休息車や製氷機などの熱中症対策に取り組んだところでございます。今後につきましては、同パッケージに示されている猛暑時間の施工回避などの対策等について本市ホームページにて周知を図りつつ、受発注者間で川崎市工事請負契約約款に基づき協議を行うなど、さらなる熱中症対策に取り組んでまいります。また、建築営繕工事の熱中症対策につきましては、猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定や空調服、大型扇風機などの一般的な対策は積算基準に基づき計上しているほか、スポットクーラーなどそれ以外の対策については受発注者間で協議の上、設計変更で対応しており、今後につきましても国からの通知等を踏まえ、さらなる対策について検討していると関係局から伺っております。

次に、等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、初めに、本事業における公契約制度の周知につきましては、一部の工事業者が、掲示や書面交付に代え、新規入場者教育等においてタブレット端末などを用いて行っていたことを本年3月に確認したことから、事業契約に記載のある川崎市契約条例の遵守について、改めて事業者へ指導したところでございます。具体的な指導といたしましては、工事事務所などへのポスター掲示や全従事者への周知徹底などを行い、改善の報告があったところでございます。次に、再編整備後の各施設の什器、備品につきましては、必要となる備品等の計画を基に本市が整備することとしておりましたが、工事に合わせて事業者が整備することで効率化が図られるため本事業に含めるものとし、新とどろきアリーナ、球技専用スタジアムで使

用する備品等につきましても同様に対応してまいります。次に、新アリーナに設置予定のVIPルームの備品等につきましては、行政施設として必要なものは市の負担とし、事業者が観戦環境の向上など任意投資として整備するものについては、事業者自らの負担により調達することとしており、適切な対応と考えております。次に、本事業の想定事業費につきましても、引き続き、物価変動、金利の動向等を注視するとともに、整備内容の見直しを進めてまいります。次に、釣り池の北側及び東側の樹林地につきましても、釣り池外周の散策路や架空線の切り回しなどの整備とともに、植栽計画につきましても現在検討を進めているところでございます。次に、自然環境や生物多様性につきましては、当該エリアを水と緑を感じ、落ち着いて憩え、動植物の貴重な生息、生育の場としていくことが重要であることから、自然環境を保全するとともに、採光などが確保できる樹木の維持管理方法などの検討が必要であると考えているところでございます。次に、生物相の調査につきましても、本事業に係る条例に基づく環境影響評価の手続において整理した調査や予測について適切に行っているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、避難所等についての御質問でございますが、災害時におきましては、避難所の負荷の軽減のためにも在宅避難を推奨しているほか、指定避難所での避難者の収容が困難な場合には、避難所補完施設等を活用するなど柔軟に対応することとしているものでございます。また、備蓄物資につきましては、川崎市備蓄計画に基づいて発災直後に必要となる食料等を備蓄するとともに、災害時協定に基づく調達や災害時における国の支援物資により対応するものと考えております。なお、避難者数等につきましては平成25年公表の地震被害想定調査により算出をしておりますが、客観的な数値に基づき防災対策を進めていくことは重要であると考えておりまして、現在、新たに実施している本市の地震被害想定調査を確実に進め、各計画の改定等に調査結果を適切に反映してまいります。

次に、原子力施設についての御質問でございますが、「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～」に掲げる川崎区浮島町の東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所につきましては、同社が本年4月に株式会社東芝に統合され、現在は株式会社東芝原子力技術研究所と名称が変更されておりますが、同研究所の試験研究用原子炉施設は、原子力災害対策特別措置法第2条第4号の規定に基づく原子力事業所の施設として位置づけられており、国からは、当該施設は施設付近の上空飛行をできるだけ避けさせること及び航空法第81条ただし書の許可は行わないことを示した国の通達の対象となることを伺っております。

次に、石油コンビナート等特別防災区域についての御質問でございますが、石油コンビナート等災害防止法は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、同区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって同区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として制定されたものであり、同法第2条第2号において、一定量以上の石油または高圧ガスを取り扱う事業所が集積する区域を政令で同区域として指定するものと定められておりますことから、石油コンビナート等特別防災区域につきましては、同区域に所在する特定の事業所について、

それぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに、区域として一体的な防災体制を確立するため指定されるものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、いじめの重大事態の調査についての御質問でございますが、国のガイドラインには、重大事態調査の目的は、民事、刑事、行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにあると示されており、本市においても、このガイドラインに基づいて対応しているところでございます。重大事態調査につきましては、個々の事案の内容によって、関係者への聞き取りやアンケートの実施、その回答の確認、調査報告書の作成等、十分な調査・審議活動をいじめ問題専門・調査委員会等において行うため一定の期間を要している状況もございますが、本年4月に指導課に調査・支援担当を設置したところでございますので、今後、速やかな調査に努めてまいります。また、進捗状況の公表につきましては、今後、他都市の状況を確認してまいりたいと考えております。

次に、教員の確保についての御質問でございますが、安定的な学校運営に向けて、来年度必要とされる正規教員等の確保に努めてまいります。次に、年度当初の未充足の解消につきましては喫緊の課題と認識しておりますので、可能な限り早期の実現に努めてまいります。

次に、教職員等による児童生徒性暴力等への対応についての御質問でございますが、本市では、事案の発生が疑われる場合に、学校及び教育委員会事務局が迅速かつ適切に対応できるよう、初動対応の方針案を本年5月に取りまとめました。その後、5月28日及び6月4日に開催した臨時合同校長会議において、教職員等が相談、通報を受けた際の学校管理職への報告、教育委員会事務局への速やかな連絡、疑いの対象となった教職員等と被害児童生徒との接触回避、記録、証拠保全等の手順を説明するとともに、各校で当該手順を教職員等と必ず再確認するよう周知したところでございます。

次に、台風第6号についての御質問でございますが、市立学校につきましては、保育所の対応や交通機関の運行見通し等の状況を総合的に勘案し、当日午前6時の時点でレベル4——大雨危険警報が発令されていた場合には全校一斉の臨時休業、レベル4——土砂災害危険警報が発令されていた場合には、土砂災害の指定避難所となっている学校は臨時休業とすること、また、臨時休業とならない場合に登校を見合わせても欠席、遅刻としない取扱いとすること等を前日のうちに保護者にお知らせすることとしたところでございます。今回の台風におきましては、各種交通機関の計画運休が見込まれていなかったことに加え、仕事を休むことが難しい保護者もいることが想定されたことから、学校は通常どおりの運営としつつ、児童生徒の登校の可否を保護者が安心して判断できるようにするため、登校を見合わせても欠席、遅刻としないこととしたところでございますが、今後、今回の状況を踏まえ、近隣他都市の対応状況も調査しながら、保護者の意見を含め学校現場と協議、意見交換を行い、市立学校の臨時休業等の取扱いを検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 小堀議員。

〔小堀祥子登壇〕

○14番 小堀祥子 再質問を行います。

イラン情勢に伴う本市の対応についてです。中東情勢に関する影響調査を行った結果、価格上昇や石油関連製品の調達困難が生じており、仕事が請け負えず、経営状況が悪化している小規模な事業者もあると認識しているとのこと。事業者からは、コロナ以上の困難であり、このままでは仕事ができず倒産してしまうというまさに危機的状況です。補正について、国の重点支援地方交付金を活用した取組を検討しているとのことですが、地方自治体に対する交付金は全体で1,000億円、本市には2.9億円程度とされています。国頼みの補正予算では今の苦境を乗り越えることは到底できません。本市の予算を使い、速やかに補正を組むべきです。市長に伺います。

上下水道料金の改定についてです。市民負担を増やす理由は、支出増が見込まれる厳しい財政状況の下、市民生活の安全・安心を守るための管路や施設等の更新、耐震化を進めるためだとの答弁でした。施設等の更新や耐震化のためには様々な財源があり、主に料金収入に求めるように言うのは間違いです。水道も下水道も、まさに市民の命と暮らしを支える公共財であり、もともと税金で整備すべきものです。財務省の税金とはという説明にも、水道は社会資本として税金を充てるものと書かれています。しかし、国はそのための十分な財政を充てないまま企業会計として料金収入を充てる仕組みにしてしまいましたが、必要な場合には一般会計からの繰入れを禁止していません。市民の安全と安心を守るために施設の老朽化、耐震化をするということと、市民の生活を守ることを両立させるには、少なくとも老朽管の更新などには一般会計からの基準外繰入れを行って進めるべきであり、それによって値上げを抑えるべきです。上下水道局としてそういう立場で臨むべきと思いますが、伺います。

再質問は以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 中東情勢の影響についての御質問でございますが、石油関連製品の調達等への対応につきましては、現在、国におきまして関係省庁が主体となって流通の目詰まり対策を実施しておりまして、本市といたしましては、国の補正予算による重点支援地方交付金を活用した取組を検討しているところでございます。引き続き、社会経済情勢の変化を注視し、市内事業者の状況や国の動向等、様々な要素を総合的に判断しながら臨機に対応してまいります。以上です。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道事業における料金及び使用料改定についての御質問でございますが、地方財政法第6条及び地方公営企業法第17条の2第2項には、地方公営企業においては、その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないという、いわゆる独立採算制の原則が規定されており、一般会計からの繰入れに依存した経営を行うことは、法の趣旨に反するものと認識しております。一般会計から繰り入れるべき経費につきましては、総務省から繰り出し基準として各地方公共団体に示されており、その通知や制度に照らし適切な繰入れがなされるよう、今後も関係局と調整を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 小堀議員。

○14番 小堀祥子 最後に意見を述べます。

特別市についてです。国の地方制度調査会の対応ではとても特別市が実現可能とは思えないという質問に対して、具体化はこれからというような答弁でしたが、今の調査会の状況ではとても具体化できる状況ではありません。第34次地方制度調査会第4回専門小委員会では、神戸市長と熊本県知事が招かれて質疑を行いました。両者の主張が真っ向から衝突するなど深刻な亀裂が浮き彫りになりました。熊本県知事は全国知事会からの懸念も紹介して、強く反対だと述べています。神奈川県だけでなく、熊本県、全国知事会からも懸念、反対がある状況であり、しかも、その弊害、課題、市民の負担は計り知れません。市税、職員を使つてのこれ以上の推進はやめるよう求めます。

公共施設の統廃合についてです。公共施設は削減ではなく増やすべきではとの質問に対して、市民のニーズを把握した上で推進という答弁がありました。そうであるならば、公共ホールのパブコメでは9割以上の方が、施設が少ない、存続を求めているのですから、減らすべきではありません。必要な時期に必要な規模の行政機能の提供をという答弁もありました。高津区では同じ時期に3つのホールが廃止、休館、工事中になり、プールについても、川崎市の中部地域には1か所もなくなってしまいます。必要な時期に必要な行政機能をというのであれば、ホールもプールも減らすべきではありません。人口が増加する本市においては、これ以上の公共施設の統廃合はやめて、拡充することを求めます。

教員の確保についてです。教育長から、子どもの権利に関する条例について、子どもの思いや声を形にする教育活動を行うことが、子どもたちの自信や自己肯定感につながると答弁がありました。先生が不足している状況ではそうした教育活動も十分に実践できません。来年度は、当初から欠員も未充足もゼロとなるよう正規の教員を増やすよう要望します。

今年度の国民健康保険料についてです。昨年度までは一般会計からの繰入れで保険料軽減を図ってきましたが、今年度から保険料軽減のための繰入れをなくしてしまいました。これが全ての世帯で8%もの大幅な保険料の値上げの大きな原因です。本市も認識しているとおり、高齢・低所得世帯の多い国保です。国保の構造的な問題で保険料負担率が高くなります。保険料を軽減するには公費を繰り入れるしか手だてはありません。保険料軽減目的の一般会計からの繰入れは禁止されていません。一般会計からの繰入れで国保料の軽減を求めます。

今回の代表質問を通じて、日本共産党は、市民や中小業者の苦しみを明らかにしました。コロナ禍よりも倒産の危機に瀕している事業者、エアコンさえつけられない高齢者、年間で国保で3万7,000円、上下水道料金が1万2,000円と、これだけで5万円も負担増になる世帯など本当にこのままでいいのでしょうか。上下水道料金の改定について、一般会計に依存する経営は法に反すると答弁されましたが、そんなことを求めているわけではありません。老朽管の更新などには税金を使うべきだと提案したのです。税金で市民を守らずに、一体どこに使っているのか、市民は当然強い疑問を持たざるを得ません。税金を市民本位に使うことを強く求め、質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後 2 時38分休憩

午後 3 時10分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも51人」と報告〕

○議長 原 典之 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。川崎・維新代表から発言を願います。15番、那須野純花議員。

〔那須野純花登壇、拍手〕

○15番 那須野純花 私は、あしたの川崎・日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、令和 8 年第 2 回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問してまいります。

データを活用した政策形成の推進についてです。総合計画や行財政改革プログラムに示されている E B P M については、昨年度から調査・検討業務委託を実施しており、今年度は E B P M 推進方針及びガイドラインの策定が予定されています。まず、昨年度、伴走支援を受けた 3 局では、E B P M についてどのような成果や課題が見える化されたのか、経済労働局長、まちづくり局長、健康福祉局長、それぞれに伺います。

今年度の業務委託では、昨年度より多くの事業に対して伴走支援が実施される見込みですが、その成果や課題については、伴走支援を受けなかった局区にも共有できるように事例集などとして取りまとめるべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、標的型攻撃メール対応訓練についてです。無作為に抽出した職員を対象に、擬似メール内容の URL をクリックしないことを目的とした訓練をこれまで 3 回実施しましたが、クリック率は 1 回目 16%、2 回目 1%、3 回目 5.5% と減少傾向にあります。この結果はポジティブに受け取ることができる反面、訓練を通してセキュリティ意識を高めるという目的を達成するためには、近年、巧妙化、多様化している手口を踏まえて、より実践的な訓練へと質を高めるべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、ペネトレーションテストについてです。昨年度、総務省が実施した地方自治体向けのペネトレーションテストに対して、本市は業務停止リスク等を勘案して参加を見送りました。今年度のテストには参加申込みを行ったとのことですが、実際に参加できるのは 2 団体のみであり、仮に選定されなかった場合でも総務省や参加自治体への照会等を通じて詳細な情報収集を行い、今後のセキュリティ対策に活用すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎競輪開催業務等包括委託についてです。第 3 期包括業務委託の初年度、令和 9 年度末には G 1 の開催を予定しているため、現在資材置場等として転用しているメインスタンド 3 階の内装改修を実施し、車券売場等として整備する必要があるとのことです。約 10 年間、低未利用となっていた 3 階が活用されることは望ましいものと考えますが、改修に当たっては、G 1 開催のみに焦点を当てるのではなく、令和 10 年度以降の競輪場のにぎわい創出や経営改善に向けて、将来の施設利用の変化に柔軟に対応できる可変性の高い改修とすべきです。見解と対応を伺います。

次に、多胎児家庭へのワンストップ支援についてです。本市では、産前・産後家庭支援

ヘルパー派遣事業など個別事業において多胎児の妊産婦支援が拡充されていますが、多胎児家庭の保護者からは、依然として育児に追われ必要な情報にアクセスする余裕がないといった意見が寄せられています。第3期川崎市こども・若者の未来応援プランにおいて、保育・子育て総合支援センターを拠点とした妊娠期から子育て期まで切れ目なく対応できる支援体制を構築すると示していることから、多胎児家庭については、一般的な子育て家庭よりも時間的に余裕がないことを踏まえて、アウトリーチ型、伴走型で、いわゆるネウボラのようなワンストップで支援できる仕組みの検討が必要なのではないかと考えます。見解と対応を伺います。

次に、洗足こども短期大学の学生募集停止についてです。保育士、幼稚園教諭の確保において大きな役割を果たしてきた洗足こども短期大学が、令和9年度以降の学生募集を停止すると公表しました。学生募集停止は、市内保育士・幼稚園教諭確保の重要なルートの一つが失われることを意味すると考えます。今回の学生募集停止が、本市の保育士・幼稚園教諭確保にどのような影響を与えると考えられるのか、見解を伺います。また、今後、これまで以上に本市で働く魅力を整理、発信していく必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、保育所等におけるアレルギー対応についてです。本市では毎年2,000人程度の園児がアレルギー対応の対象となっていますが、アレルギー対応に特化した加算制度などがないため、対象園児数が多い園では対応にかかる負担が大きくなっています。今後、保育士確保がさらに厳しくなる中で、保育士等にかかる負担を軽減していくことは、安全面だけではなく保育士確保の観点からも重要であり、他都市の事例を踏まえて、本市もアレルギー対応に対する加配や加算制度について検討を進めるべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性についてです。犬蔵小学校における区分制導入の試行実施では、民間事業所を利用している児童のための空間を新たに用意するとともに、低学年、高学年の空間を分けるという運用で始まっています。当初、区分制とは定期利用と自由利用を分けるという運用方針を示されていましたが、今後、全市に展開していくに当たり、犬蔵小学校のような多様な運用としていくのか、また、区分制の基準についてどのように定めていくのか伺います。また、区分制を拡大していくに当たっては、空き教室など新たな活動スペースが求められるケースが多いと推察されます。一方、区分制の導入が求められる学校は児童数が増加していることが多く、新たなスペースが確保できない懸念があるにもかかわらず区分制の導入が求められているという、いわゆる鶏と卵の状況にあると言えます。今後は、こういった環境改善の必要性が高い学校から優先的に実施できるよう区分制導入校の選定を行うとともに、スペース確保等に向けた協議調整を行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、「子ども・若者の“声”募集箱」についてです。これまでに寄せられた主な声のうち、居場所に関することについては、学習できる空間を求める声が継続して高い割合となっています。市は、こども文化センター等の利用を呼びかけていますが、意見が継続して寄せられている以上、新たな施策として打ち手を検討すべきです。例えば市民館の会議室、学習室では、平日夜間の利用が2割程度となっている施設が存在します。また、神戸市では、カーディーラーなどに御協力をいただき、まちなか自習室として、半年間で延べ3,700

名の学生に学習スペースを提供しています。新たな施設整備を行わずに、官民間わず低未利用のスペースを活用した学習スペースの確保策を検討すべきだと考えます。見解と対応を伺います。

次に、「SDGs×健康給食」についてです。特別栽培米や有機農産物を活用し、給食を通して環境保全や地産地消について学ぶ取組に対して予算措置が行われていますが、昨年度は希望校が3校にとどまり、予算の多くが不要となったとのこと。希望校が少なかった背景や課題を丁寧に分析して、より多くの学校で実施されるよう働きかける必要があると考えますが、希望校が限定的だった要因をどのように分析しているのか伺います。今年度以降は、指導案を含めて実施校の好事例を共有するなど希望校が増えていくような工夫をすべきです。見解と対応を伺います。

次に、市立高等学校改革等に関する検討状況についてです。先日の文教委員会において、定時制の定員割れの状況や、市立中学校における不登校児童生徒の増加などを踏まえて、高等学校の在り方を検討する方向性が示されました。不登校経験のある生徒や多様な学び方を必要とする生徒への支援をより充実させる観点では、文部科学省が推進する学びの多様化学校が参考になるものと考えますが、本市としてどのように捉えているのか伺います。こちらにつきましては他会派の答弁で理解いたしましたので、御答弁は結構です。

また、市立高等学校改革の検討に当たっては、学びの多様化学校を含めて、教育環境の充実に向けて幅広く検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、学校の小規模化対応についてです。今年度、事業費として500万円が確保されています。市立小中学校における適正規模、適正配置について考え方がまとめられたのは今から20年以上前で、当時は小規模化に伴う諸問題を学習指導上の問題、児童生徒の生活面の問題、学校運営上の問題と整理しています。小規模化に伴う問題は、今日においても同様であると理解してよいのか伺います。また、当時は12学級を下回る小規模校のうち、今後その状態が継続していく見込みの学校を在り方検討の対象校としていますが、同条件に当てはまる学校は現在何校あるのか伺います。最後に、今年度の取組についても伺います。

次に、かわさき探究2.0についてです。地域の魅力や課題から学習テーマを設定し、地域資源を積極的に活用して、探求的な学びを推進することが示されていますが、地域とのつながりの質、量については、校長や教職員の人脈の広さなどに影響される、いわゆる属人的な側面が否定し切れません。今後は、各学校が積み上げてきた地域とのつながりをリスト化するなど整理、継承する仕組みが必要だと考えます。見解と対応を伺います。また、小中9年間の学びの連続性を重視するとしていますが、モデル校の5校はばらばらの地域で選定されており、モデル校同士で学びの連続性について直接的に実践、検証することは困難ではないかと考えます。全校展開に向けて9年間の連続性についてはどのように課題整理とノウハウの蓄積を行うのか伺います。

次に、小学校等児童に対する防犯ブザーの貸与についてです。子どもの安全を守るためには、いざというときに確実に作動する状態を6年間維持する必要がありますが、定期的な点検や電池交換が必要であることについては、入学時にブザーを配付するときのみとなっています。公費で貸与していることから、保護者に対して点検等の必要について、学校の連絡アプリや一斉メール等を活用して定期的に周知すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、休日急患診療所の移転複合化についてです。施設の老朽化や運営の効率化の必要性は理解するところですが、各区1か所の設置を前提としなくなるということを不安に思う市民が一定数いらっしゃることもパブリックコメントの結果から明らかです。休日診療の一般診療所が増加傾向にあることを、移転複合化を可とした要因の一つと考えるのであれば、区民等に対してそれらの診療所の情報を積極的に周知すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎病院麻酔科医師による不祥事についてです。川崎病院の医療安全管理指針では、医療事故等について、レベルゼロから5までに分類しており、レベル3b未満をインシデント、3b以上をアクシデント、いわゆる医療事故と位置づけています。12月1日の事案はレベルゼロ、1月7日の事案はレベル1に該当するとのことですが、レベルゼロ、レベル1に該当する事案は年間どの程度発生しているのか伺います。本件については、警察への被害届や厚生労働省への届出を行うような案件であったことを踏まえれば、院内のみで復職等の判断を行った点は重大な過ちだったと言わざるを得ません。再発防止として、事故等が発生した場合に本庁への報告を求めると示されていますが、何をもって事故等に分類するのか不明瞭です。何をもって本庁への報告を必須とするのか、可能な限り分かりやすい指針やガイドラインが必要だと考えます。見解と対応を伺います。

次に、8市連携災害(風水害)時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定についてです。迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理等に向けた協定の締結については有意義なものと理解していますが、実際に相互応援体制が機能していくためには、平時から、各自治体の保有する施設や設備、その能力について情報共有を行い、リアリティを持った訓練の継続的な実施が不可欠です。特別市を目指す本市には、今後も効果的な訓練の実施に向けた主体的な取組が求められると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、ふれあい収集についてです。循環型社会形成推進計画において、社会状況の変化や地域特性を踏まえたふれあい収集の充実強化が重点事業として位置づけられています。今後、ごみ出し困難者の増加が見込まれる中、重点事業として位置づけられた理由と、現状についてどのような課題認識を持っているのか伺います。また、将来的に収集員の負担が過度に増加する場合、持続可能性の高い新たな制度設計も検討する必要があるのではないかと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、水道事業及び下水道事業における料金・使用料改定の方針についてです。まず、水道事業に対する一般会計からの繰入れについてです。総務省が定める繰り出し基準に基づく繰入れではあるものの、実際の繰入額については、自治体としての政策的な判断によるところが大きいものと理解しています。説明資料によると、繰入額は令和15年度には2億8,800万円になる予定とのこと。40年間の分割負担が積み上がることで、その後も増加し続けるものと考えますが、現時点で機械的に算出した場合の繰入額のピーク時期と金額を伺います。

繰入額については市の財政状況を踏まえて柔軟に判断すべきと考えます。見解と対応を伺います。こちらにつきましては他会派の答弁で理解いたしましたので、御答弁は結構です。

次に、水道料金の改定率については20%前半と示されましたが、これは我が会派が繰返し指摘してきた工業用水道事業における改定率15.8%を上回るものです。上水受水の料

金を改定する際には、水道事業と工水事業のそれぞれの収支のバランスを考えたとのことでしたが、市民からは、今回示された料金改定率だけを見れば、バランスを取るのに失敗したのではないかと指摘もあります。見解を伺います。また、今後、上水受水の料金改定を伴う水道事業、もしくは工水事業の料金改定を実施する場合は、収支シミュレーションを同時期に示すべきと考えます。見解と対応を伺います。

一方で、市民負担を考慮して、下水道使用料の改定については見送る可能性が示されました。これは上下水道の料金を合算して支払っている市民目線では、料金改定率が10%台前半に抑えられることを意味するため、妥当な判断だと考えます。9月議会に向けて最終判断を行うとのことですが、どのようなことを判断材料とするのか伺います。こちらにつきましては他会派の答弁で理解いたしましたので、御答弁は結構です。

最後に、基本料金や水量区画等の新料金表の在り方についてです。上下水道のどちらにおいても、料金設定の考え方として、各口径の料金改定率が平均改定率のプラスマイナス3%となるように設定されています。結果として、基本料金の比率は微増にとどまっており、類似団体における料金比較では、使用水量ごとの類似団体平均との差に格差が見られます。口径別の平均改定率との乖離をさらに許容して新料金表の在り方を検討しなければ、理想的な改定は実現しないものと考えます。見解と対応を伺います。

次に、下水道管路の特別重点調査についてです。優先的に調査を実施した約600メートルを除く約44キロメートルの点検結果が公表されました。結果は、直ちに地表面の陥没につながる腐食、破損は確認されなかったものの、約1.5キロメートルで腐食等の劣化が確認されたとのこと。中には令和6年度の定期清掃・点検時に異常箇所報告書が市に上がってこなかった箇所も含まれております。当該管路は緊急度1とされており、僅か2年で腐食が進行したとは考えにくいですが、なぜ定期清掃・点検時に当該箇所の腐食が発見できなかったのか、考えられる要因を伺います。また、今後は点検の在り方を見直す必要があります。見解と対応を伺います。

最後に、議案第90号、川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第100号、等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更についてです。使用料・手数料の設定基準では、改定、新規設定に係る経過措置として、改定前の使用料、手数料と比較して大幅な増額となる場合には、改定前の1.5倍を超えない額とすることが示されています。これは、新たに使用料、手数料を設定する場合にも同様に調整できることが示されていますが、本議案の改定率はテニスコートで約1.7倍、サッカー場で約3.7倍となっています。経過措置による激変緩和を適用しなかった理由を伺います。また、実際の料金設定を行う際についてですが、利用者の年齢や時間帯などに応じて柔軟な料金設定を行うことで、利用者の負担の急激な増加を避ける方策について検討すべきと考えますが、指定管理者と協議をする考えはあるのか伺います。仮に上限額をそのまま料金に反映された場合、過年度の実績をベースに試算すると、どの程度の利用料収入になり、維持管理費の何%を賄うことになるのか、テニスコートとサッカー場、それぞれについて伺います。また、サッカー場については、維持管理費が令和6年度実績の約2,900万円から約9,200万円に増加するとのことですが、それぞれの費用の内訳を伺います。最後に、指定管理者の収支計画によれば、令和12年度からの指定管理料は約1億3,000万円を見込んでいますが、今回の料金改定は収支計画におおむね沿ったものであり、指定管理料についても計画どおり減額してい

ける見込みであるという理解でよいのか伺います。

質問は以上です。答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 川崎・維新を代表されました那須野議員の御質問のうち、上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、料金・使用料改定の方向性についての御質問でございますが、一般会計からの繰入れについてでございますが、災害・安全対策事業費出資金につきましては、40年間の分割負担で繰り入れるものとして算定しており、現時点での試算によりますと、繰入額のピーク時期及び金額は、令和49年度16億1,300万円と見込んでいるところでございます。次に、水道料金の改定率についてでございますが、市民生活の安全・安心を守るための管路施設の更新、耐震化などの着実な推進を可能とする安定的な経営基盤の構築と、低廉な生活用水とのバランスを考慮し、料金改定の検討を進めてきたところでございまして、必要な改定率として、このたび20%台前半をお示したところでございます。工業用水道事業とのバランスを踏まえた改定率15.8%の適用につきましては、一つの御意見としてお受けし、今後、改正水道条例議案の提出を予定している9月開催の市議会定例会に向け検討を進めてまいります。次に、財政収支見通しについてでございますが、今後も上下水道事業中期計画策定のタイミングでは、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の財政収支を合わせてお示ししてまいります。水道事業から工業用水道事業への給水単価の見直しを行う際には、工業用水道料金にも影響を及ぼし得ることから、適宜、水道事業、工業用水道事業の両事業の財政収支を合わせてお示しするなどの対応を図ってまいりたいと考えております。次に、料金設定についてでございますが、上下水道事業経営審議委員会からの提言でいただいた安定的な経営基盤の構築の観点による水道料金、下水道使用料の増度または累進度の緩和につきましては、一般家庭等の小口使用者の料金等の改定率を引き上げるものとなり、今般、参考までに激変緩和を踏まえた料金表等をお示したところでございます。さらなる安定的な経営基盤の構築に資する料金設定につきましても、一つの御意見としてお受けし、9月開催の市議会定例会に向け検討を進めてまいります。

次に、下水道管路の特別重点調査についての御質問でございますが、これまでの点検作業により腐食等が発見できなかった主な要因につきましては、今般実施した同調査で使用した判定基準が本市のものとは異なっていたことや、経済的かつ効率的な維持管理の観点から、清掃作業の中で劣化状況を点検しており、専門業者による調査ではなかったことによるものと考えております。次に、点検の在り方につきましては、現在、下水道法等の一部を改正する法律案が国会で審議されており、今後、同法が施行された場合には、速やかに下水道管理の点検方法や頻度などについて見直しを実施してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、E B P Mの推進についての御質問でございますが、昨年度、業務委託等を通じてE B P Mの推進に関する他都市事例調査や庁内伴走支援等を行い、知見の蓄積を進めて

きたところでございます。今年度につきましては、昨年度の課題や成果等を踏まえるとともに、事業局区のニーズ等も把握しながら、個別施策に応じた伴走支援を柔軟に実施していくこととしております。こうした取組を通して得られた成果や事例につきましては、今年度末に策定を予定しているE B P M推進方針やガイドライン等において整理し、分かりやすく庁内に周知するとともに、職員研修の実施などを通じて好事例の横展開を図るなど、全庁的な政策形成能力の向上につなげてまいります。

次に、標的型攻撃メール対応訓練についての御質問でございますが、これまでの訓練においては、メールの送信元の情報や文面を毎回工夫するなど、効果的なものとなるよう実施するとともに、訓練結果を全庁に向けて通知する際に、実際の標的型攻撃メールの特徴や職員が直面した際の適切な行動についても周知することで、職員の知識の習得と意識の向上を図ってきたところでございます。今後につきましても、訓練のアンケート結果や最新の標的型攻撃メールの手法を分析し、日々巧妙化する攻撃メールにも職員が対応できるよう、より実践的な訓練を実施してまいります。

次に、総務省のペネトレーションテストについての御質問でございますが、本年4月に公表された国のサイバーセキュリティに関する報告書には、同テストの昨年度の実施結果について、参加団体以外の地方公共団体においても対応すべき事項があれば、全国に周知をして対策を促すとの記載がなされておりますので、今後、本市への通知等があった場合には適切に対応してまいりたいと考えております。また、今年度の同テストにつきましては本市も応募しておりますので、参加することが決定した場合には、本市のセキュリティレベルの向上に取り組んでまいります。参加できなかった場合においても、実施結果についての情報収集に努め、情報セキュリティ対策に活用してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、E B P Mについての御質問でございますが、経済労働局におきましては、第3次かわさき観光振興プランの策定に向けて、市民、事業者とのコミュニケーションや、本市観光振興への共感が不足しているといった課題におけるロジックモデルの作成並びに期待されている効果の算出方法等について、伴走支援を受けたところでございます。こうした取組を通じて、観光施策に関する地域への説明やSNS等を活用した情報発信が市内への来訪者数や消費額の増加に一定の効果があることが見える化できた一方で、必要なデータの情報収集等に多大な労力を要すること、観光施策は天候や経済情勢など多様な要因の影響を受け、因果関係が複雑であることから、その把握が容易ではないといった課題も認識したところでございます。今後につきましては、こうした課題を踏まえ、E B P Mの経験を積むことで、より実践的な知見を深めてまいります。

次に、競輪事業についての御質問でございますが、第3期川崎競輪開催業務等包括委託につきましては、令和9年度から令和15年度までの7年間を予定しており、令和10年2月に川崎競輪場で実施する特別競輪としては約60年ぶりの有観客開催となる読売新聞社杯全日本選抜競輪——G Iの開催が決定したところでございます。開催に当たりましては全国からより多くのファンの皆様に御来場いただくため、川崎競輪場内において様々な施設、設備などの環境整備が必要となるところでございまして、現在、資材置場等として活用し

ているメインスタンド3階について、臨時の車券売場の設置や来場者の動線の確保、人流集中の分散対策等の活用を検討しているところでございます。施設の有効活用につきましては、令和10年度以降も重要なことと認識しておりますので、今後の競輪を取り巻く状況を精査し、競輪事業としての活用に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

8市が連携した災害時の相互支援についての御質問でございますが、円滑な相互支援に向けましては、平時から緊急連絡体制の確認や、各自治体の処理施設等に関する情報共有を行うとともに、実際の運用を見据えた訓練を継続的に実施することが重要であると考えております。こうした認識の下、本市において、先月、災害時を想定し、処理施設への搬入経路の危険箇所を実際に確認する訓練を実施したところでございます。今後につきましても、迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実現に向け、各自治体と連携しながら災害対応力の向上に取り組んでまいります。

次に、ふれあい収集についての御質問でございますが、循環型社会形成推進計画では、今後12年間で重要なポイントの一つである安全・安心に関する取組として、ふれあい収集の充実強化を重点事業として位置づけております。ふれあい収集につきましては、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の方を対象に自宅前などから直接収集するサービスで、現在の登録世帯数は約1,400世帯となっており、引き続き、効果的、効率的に収集する必要があると考えております。今後もさらなる高齢化の進展とともにニーズの増加が想定されますが、ごみの収集は日々の生活で欠かせない業務でございますので、引き続き市民の方には自助、共助による御協力を可能な限りお願いするとともに、生活環境事業所での車両間の協力体制を図ることなどにより、持続可能な収集に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、EBPMについての御質問でございますが、健康福祉局におきましては、障害者外出支援施策に係る在り方検討を進めるに当たり、当該業務委託における定期的なメンタリング等を通じ、ロジックモデルの構築をはじめ、分析すべき視点や分析手法等のアドバイスを受けながら、現行施策がニーズに即しているかなどについて、現状把握や分析等を進めてまいりました。こうした取組の結果、現在の登録や利用状況等の詳細な分析や一定のニーズ把握ができた一方で、持続可能な施策運営に向けては、EBPMの考え方に基づく画一的なロジックモデル等の検討、構築だけでは対応し切れない分野であることが分かったところでございます。今後につきましては、障害種別、等級、状態像、年齢などに加え、他都市の動向や事例等も踏まえながら検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、川崎及び幸休日急患診療所の移転複合化についての御質問でございますが、このたびの移転複合化は、施設の老朽化への対応や資産マネジメントの観点に加え、利用実態

や地域における医療資源の状況等を踏まえた運営の効率化のほか、災害時の対応などを総合的に勘案し判断したものでございます。移転複合化におきましては、市民の安心・安全に資するよう、市内各所の休日急患診療所や小児急病センターによる診療体制の確保に加え、休日診療を行っている一般診療所の周知についても行う必要があるものと認識しております。今後につきましては、医療情報ネット「ナビイ」や、かながわ救急相談センター#7119における医療機関案内の普及啓発を一層進めるとともに、関係団体とも連携しながら、効果的な周知に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、多胎児家庭への支援についての御質問でございますが、多胎児の子育てにつきましては、妊娠中の安静のための入院が長期化することなどにより、体力が低下した状態で育児が始まることや、産後の身体的、精神的な負担や孤立感など多胎児ならではの困難な状況があるものと認識しており、区役所地域支援課の地区担当保健師が妊娠期から家庭訪問等を継続的に行い、保護者に寄り添った支援を行っているところでございます。今後につきましても、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等の個別事業や、多胎児の会の案内など効果的な情報発信に努めていくとともに、多胎児を養育する御家庭に伴走した切れ目のない支援を継続してまいります。

次に、洗足こども短期大学の学生募集停止についての御質問でございますが、洗足こども短期大学は、本市の保育行政において重要な役割を担っていただいております。同短期大学の閉校は、市内保育施設等への就職者数という観点から大きな影響があると認識していることから、保育士確保対策の取組をさらに強化する必要があると考えております。このため、市外保育士養成施設の実習生担当者に対して、学内就職相談会や保育所見学会等の開催についてアプローチするなど、市外養成施設との連携を進めてまいります。また、高校生を対象とした保育士おしごと体験は、保育の魅力を早い段階から伝えることができ、将来の保育人材の確保に向けた裾野を広げるのに有効な取組であると考えておりますので、今年度は対象者と実施期間を拡大するとともに、本市で保育士として働く魅力と、市内の保育施設等を紹介するホームページの内容の拡充にも取り組んでまいります。今後も引き続き、本市の保育の魅力発信や就職支援の充実に取り組み、保育人材の確保に努めてまいります。

次に、保育所等におけるアレルギー対応についての御質問でございますが、利用児童の多様化に伴い、アレルギーを有する児童等の個別の事情に応じて対応する必要性が高まっており、保育の質の向上の観点からも、そうした対応は重要であると認識しております。アレルギー対応に関する負担軽減策につきましては、保育支援者の配置を支援する保育体制強化事業など既存制度における代替手段等の活用について検討を行うとともに、他都市の状況についても調査研究してまいります。

次に、放課後等の子どもの居場所についての御質問でございますが、わくわくプラザにおける区分制の導入に向けましては、プラザ室の過密化の解消などを目的に、現在、犬蔵小学校において試行を実施しているところでございます。区分制の考え方といたしましては、生活の場としての利用が必要な児童を対象とする区分と自由に遊びや体験活動を行う

区分とに整理する方向で検討し、それぞれが定期利用及び自由利用に相当するものとして調整を進めてまいりました。一方で、犬蔵小学校の児童数や施設の状況、利用実態などを調査した結果、定期利用及び自由利用での区分では、目的である過密化の解消が困難であることが判明したため、利用の分散が確実に見込まれる学年による区分により対応したものでございます。今後の他校への展開におきましては、定期利用及び自由利用での区分についても試行を行う予定としており、令和11年度の全校実施に向け、効果検証を行う中で、区分制の基準について整理を進めてまいります。学校の選定についてでございますが、地域によっては児童数の増加等により学校施設の活用の余地が限られるなど、学校ごとの状況に差があるものと認識しております。そのため、区分制の導入に当たりましては、実際の利用人数や各施設の状況等を踏まえ、プラザ室の過密化の解消等の効果が大きく見込まれる学校を基本に選定し、引き続き、教育委員会事務局及び各学校と連携しながら、学校施設の活用等について必要な調整を行い、実施可能な学校から段階的に取組を進めてまいります。

次に、「子ども・若者の“声”募集箱」についての御質問でございますが、学習できる環境を求める声は継続して寄せられており、子どもの居場所づくりを進める上で、その重要性について認識しているところでございます。本市では、これまでこども文化センターをはじめとした公共施設の利用を周知してまいりましたが、こうした声が引き続き寄せられていることを踏まえ、さらなる運用の工夫などが必要であると受け止めております。新たな施設整備に限らず、既存施設の活用を通じて学習できる環境を確保していくことは、限られた資源を有効に活用する観点からも意義のある取組であると考えておりますので、今後につきましては、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、他都市の事例も参考にしながら、様々な資源の活用の在り方について検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

E B P Mに関する業務委託についての御質問でございますが、まちづくり局におきましては、30歳代から40歳代の転出超過の状況を踏まえ、子育て世代の市内定住促進等に向けた検討について伴走支援を受けたところでございまして、目指す成果とその達成に向けたデータ分析のプロセスを体系的に整理するロジックモデル案の作成や、施策効果を適切に評価するための指標設定の考え方について整理し、今年度はそれを生かして住み替えニーズ等を把握するためのアンケート調査の設問を取りまとめているところでございます。こうした取組を進める中で、E B P Mに関する基礎知識の必要性を改めて認識するとともに、検討に必要なデータの把握や分析手法の整理に多くの時間を要するなどの課題もございましたので、今後とも、さらなる経験やノウハウの蓄積に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、初めに、本事業で新たに供用開始する施設の利用料金の上限額につきましては全面的な刷新であること等を

考慮し、関係局に確認の上、本市の使用料・手数料の設定基準に定める経過措置の適用外としたところでございます。次に、利用料金の金額設定につきましては、本事業は指定管理者制度を導入していることから、条例で定めた上限額の範囲内で本市の承認を得た上で、指定管理者が柔軟に金額を設定できるものでございまして、利用者の利用時間帯などに応じた金額設定については、事業者を検討を促してまいります。次に、改定後の年間の利用料金収入につきましては、テニスコートは約3,750万円、サッカー場は約2,980万円を見込んでおり、維持管理費に占める利用料金収入の割合については、テニスコートは約4割、サッカー場は約3割となる見込みでございます。次に、サッカー場の維持管理費の内訳につきましては、令和6年度は管理運営費が約1,040万円、芝、照明等の維持管理経費が約1,930万円、合計で約2,970万円でございます。再編整備後については、管理運営費が約3,130万円、芝、照明、クラブハウス等の維持管理経費が約6,040万円、合計で約9,170万円を見込んでおります。次に、本市が事業者を支払う指定管理料につきましては、再編整備後、減額できる見込みでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 病院局長。

〔病院局長 佐藤佳哉登壇〕

○病院局長 佐藤佳哉 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎病院におけるインシデント等についての御質問でございますが、インシデントにつきましては、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、または誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったものと定義されるものでございます。現時点で把握している川崎病院における令和7年度の報告件数につきましては、誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合であるレベルゼロが1,870件、誤った行為を患者に施行したが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかった場合であるレベル1が3,460件となっております。このたびの不祥事につきましては、病院において事案が発生した時点で病院局本庁への報告が徹底されなかったことが課題の一つであると捉えており、再発防止策といたしましては、医療事故等の定義に該当する事案が発生した際には、広く医療事故発生時の報告ルートに従って病院内で組織的な共有を行い、病院事務局を通じて速やかに病院局本庁へ報告を行うよう改めて周知徹底を図ったところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校給食についての御質問でございますが、「SDGs×健康給食」につきましては、自校献立において特別栽培米等を使用する取組を令和6年度に3校限定で開始し、令和7年度は校数を限定せず希望する学校を募集した結果、希望があった3校で実施したところでございます。実施校におきましては、特別栽培米等を使用する献立の実施に合わせて、環境保全や地産地消について児童が考える機会を創出するため、食に関する指導を行うこととしております。令和7年度につきましては、食に関する指導の具体的なイメージなどについて周知が足りない部分があったのではないかと考えております。本取組につきましては、価格や供給量などの課題もございますが、多くの学校が希望しやすいよう、総合的な学習の時間のほか、環境保全等の学習をする5・6年生の社会科とも関連がある

ことなどについて、学校関係者の会議等、様々な機会でも周知してまいります。あわせて、実施校での取組状況や指導資料等を積極的に共有するなど、学校がより希望しやすい環境を整えてまいります。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、市立高等学校改革におきましては、一人一人の個性に合わせた多様な学習機会の提供による柔軟な学びについて検討が必要があると考えております。定時制課程の定員割れの状況や、社会の一員となるための基本的資質・能力を育成する高等学校の役割を踏まえながら、学びの多様化学校の取組も参考にしつつ、多様な学習機会を保障する仕組みの具体化に向けて検討を進めてまいります。

次に、学校の小規模化についての御質問でございますが、本市では、平成15年度に川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方を取りまとめており、その中で学校の小規模化に伴う諸問題を整理しております。それらの課題につきましては、現在もおおむね同様と考えておりますが、加えて、教育環境や地域における学校の役割の変化等を踏まえ、整理する必要があるものと考えております。次に、学級数が当時の適正規模の条件である12学級未満の学校につきましては、本年5月時点で小学校9校、中学校が13校ございます。次に、今年度の取組につきましては、学校へのヒアリング等を通じて、教育上の課題や学校運営上の課題の有無、地域における学校の役割や利用状況等を把握した上で課題を整理し、関係局区と連携しながら、その対応の方向性の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、かわさき探究2.0についての御質問でございますが、地域資源の活用につきましては、これまで各学校で地域と共にある学校づくりを進め、地域との連携による学びの充実に取り組んできたところでございます。かわさき探究2.0の推進に当たりましても、地域資源を効果的に活用するため、これらの情報を学校内で共有データとして蓄積していくことが重要であると認識しておりまして、各学校がデータをリスト化していく仕組みづくりを進めてまいります。次に、学びの連続性につきましては、これまで積み重ねてきた小中連携教育の実践を探究的な学びにも生かし、モデル校と接続する小中学校との間で学習内容の共有等を行い、課題を整理するとともに、取組の効果を検証してまいります。全校展開に向けましては、学びの連続性を含め、モデル校の実践事例をまとめ、探究担当者研修会等で周知してまいります。

次に、防犯ブザーについての御質問でございますが、防犯ブザーが緊急時に適切に作動することは、子どもたちの安全を守るためには必要なことであると考えておりますので、学校を通じて保護者への周知が図られるよう、機会を捉えて学校に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 那須野議員。

〔那須野純花登壇、拍手〕

○15番 那須野純花 再質問いたします。議案第90号、川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。答弁では、サッカー場の維持管理費等の内訳として、再編整備によって管理運営費が1,040万円から約3,130万円の増、芝、照明、クラブハウスの維持管理費経費が約1,930万円から約6,040万円の増とのことでした。これら経費の3割程度について利用者への負担を求めるとのことですので、これらの経費が妥当であるか、市は

利用者に対して説明責任を果たすべきだと考えます。芝、照明、クラブハウスについて、年間の維持管理経費はそれぞれどの程度となることを想定しているのか伺います。

○議長 原 典之 建設緑政局長。

○建設緑政局長 河合征生 等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、サッカー場の年間維持管理費につきましては、再編整備に伴い整備するクラブハウスのシャワー室やロッカー室のほか、第2サッカー場の人工芝の維持管理などの新たな増額要素がございますが、指定管理者に係る事業であり、川崎市情報公開条例第8条第4号を参考にいたしますと、内訳につきましてはお示しできないところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 那須野議員。

○15番 那須野純花 意見要望いたします。

多胎児家庭への支援についてです。地区担当保健師が妊娠期から家庭訪問等を継続的に行い、支援をしているとの答弁でした。本市では新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問などを通じて全家庭への支援を行い、その中で多胎児家庭への支援も実施されているものと認識しております。一方で、多胎児家庭は妊娠期から出産後、就学前に至るまで支援ニーズの高い家庭です。多胎児家庭への支援が担当保健師個人の対応に依存することなく、区役所全体、さらには市全体で情報共有しながら継続的に支援できる体制づくりを要望します。また、担当保健師の異動や家庭側からの相談の有無にかかわらず、支援が途切れることのない仕組みを構築し、多胎児家庭が孤立することのないよう、切れ目のない支援体制を要望いたします。

放課後等の子どもの居場所についてです。区分制の導入に当たっては、プラザ室以外の居場所を活用することで、入退室管理のための通信環境の整備や複数の居場所を運営するための人員確保など、新たな課題も生じてきています。また、学校ごとに児童数や施設状況、地域特性が異なることから、一律の運用ではなく、それぞれの実情に応じた柔軟な制度設計が重要だと考えます。区分制導入に当たっては、必要な人員配置や運営経費も十分に考慮し、子どもたちにとって快適で安全な居場所となるとともに、現場で支えるスタッフに過度な負担が生じない持続可能な仕組みとなるよう要望いたします。

学校の小規模化についてです。教育環境や地域における学校の役割の変化等を踏まえた判断については、約20年前と状況が異なり、新たに整理が必要になるとの答弁でした。小規模化への対応として統廃合が選択肢に入るのであれば、地域での議論には相当の時間を要し、前回の小規模化への対応の経過を踏まえると、検討を始めてから一定の方向性を決定するまで10年近くかかることも考えられます。議論を始める事前準備としての学校等へのヒアリング等については、迅速かつ丁寧に行うことを求めています。

川崎病院麻酔科医師による不祥事についてです。答弁では、医療事故等の定義に該当する事案については病院局本庁への報告を行うよう周知徹底を図ったとのことでした。しかし、医療事故等は主にアクシデントとインシデントに分類され、このうちインシデントはレベルゼロと1だけでも年間5,000件を超えているため、どのような事案について本庁への報告が必要なのかについて可能な限り明瞭にすべきです。また、報告については年間を通じて本庁で管理し、再発防止に向けて有効活用しやすいように統一の書式を設けるべきです。以上2点、改善を要望しておきます。

水道事業及び下水道事業における料金、使用料の改定の方向性についてです。今回お示しいただいた料金表等については激変緩和を踏まえたものであるとの答弁でした。低廉な生活排水への配慮については提言でも触れられており、重要な視点であるものの、類似団体平均との比較では、使用水量ごとに差が小さくない状況となっています。激変緩和の必要性については一定理解しますが、各水量における使用料の改定率が平均改定率のプラスマイナス3%という前提条件が、料金設定の自由度を過度に狭めていないかという点については慎重に検討いただくよう求めています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長 原 典之 以上をもちまして、日程第1の各案件に対する各会派の代表質問は終わりました。これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長 原 典之 次に、議案の委員会付託についてであります。日程第1の案件中、報告案件の12件を除く各案件につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 次に、日程第2の請願、陳情を議題といたします。

令和8年第1回定例会以降、去る6月3日までに受理いたしました請願、陳情は、お手元の請願陳情文書表のとおりであります。(資料編*ページ参照)

ただいまの請願、陳情につきましては、文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま付託をいたしました請願、陳情のうち、本会期中に審議未了となったものにつきましては、議会閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 お諮りいたします。本日はこれをもって散会することとし、明日12日から17日までの6日間は委員会における議案審査等のため休会とし、次回の本会議は18日の午前10時より再開し、各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時10分散会